

第2次 坂井市社会福祉協議会発展・強化計画

～ 坂井市社協はあなたと一緒にあなたらしい幸せづくりを目指します ～



平成28年4月



社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

はじめに

坂井市社会福祉協議会は「あなたと一緒にあなたらしい幸せづくりを目指します」を基本理念に、時代や社会の変化に即応しながら、ボランティア人材の育成や、地域の見守りネットワークの強化、市民活動支援といった住民主体の地域福祉を推し進める取り組みの他、介護保険事業等の福祉サービス、坂井市の福祉事業の受託経営を数多く担ってまいりました。平成22年には「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定し、組織、財源や事業運営の基盤強化を図りました。また、平成24年には住民主体の福祉活動、行動のあり方を描くため「第1次坂井市地域福祉活動計画（かたいけのプラン）」を策定しました。本年は、かたいけのプランの最終年であり新たな課題等にチャレンジするために、第2次計画策定に着手します。

社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や人間関係のつながりの希薄化による支え合い機能の低下、経済的問題による生活困窮など、複雑化した課題に直面しています。

こうした状況を踏まえ、「第2次坂井市社協発展・強化計画」（平成28年から平成32年）を策定いたしました。本計画は、本会が地域福祉を進めるという責務をしっかりと遂行していくための法人組織の基盤を強化し、各種事業を見直しながら組織を発展させていくことを目的としています。市民から信頼される組織となれるよう役職員一同、邁進してまいります。

また、この計画の推進にあたっては、地域の皆様や関係機関、団体の皆様のご理解、ご協力が不可欠です。今後ともお力添えをよろしくお願いいたします。

平成28年4月



社会福祉法人坂井市社会福祉協議会
会長 吉田 昭 宣

第2次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画 目次

I はじめに	1
1 計画策定の背景とねらい	
2 計画の期間	
3 計画の体系	
4 計画の進行管理	
5 本会を取り巻く環境の変化	
6 環境への対応	
7 計画の位置づけ	
II 第2次発展・強化のための中長期的な活動方針	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 基本理念、基本目標のイメージ	
4 事業展開の基本的な考え方	
5 基本戦略	
6 重点事項	
III 第2次発展・強化に向けた行動計画	12
第1編 法人運営部門	
1 組織運営	
(1) 会員制度	
(2) 役員体制と組織体制	
(3) 三役会、委員会	
(4) 広報啓発	
2 組織管理体制	
(1) 組織（法人）管理	
(2) 業務管理体制と労務管理	
(3) 人事管理	
(4) 職員育成	
3 財務運営	
(1) 財政健全化計画	
(2) 施設の管理運営	
(3) 事業所の維持管理	

- 4 新たなニーズに即した事業展開
 - (1) 社会資源開発機能の強化
 - (2) 個別ニーズへの取り組み
- 第2編 地域福祉活動推進部門
 - 1 福祉のまちづくりの推進
 - (1) 小地域福祉活動の推進
 - (2) 小地域見守りネットワークの推進
 - 2 ボランティア・市民活動センター機能の充実
 - (1) ボランティア・市民活動センター運営と人材育成
- 第3編 福祉サービス利用支援部門
 - 1 社協相談窓口の充実
 - (1) 福祉総合相談事業
 - (2) 生活福祉資金貸付事業
 - (3) 地域包括支援センター事業
 - (4) 障がい者特定相談支援事業
 - 2 地域福祉権利擁護の体制づくり
 - (1) 日常生活自立支援事業
- 第4編 団体支援部門
 - 1 老人クラブ
 - 2 障がい者団体（身体・心身）
- 第5編 在宅福祉サービス部門
 - 1 生活支援事業
 - (1) 介護予防・生活支援事業
 - 2 介護保険サービス事業
 - (1) サービスの質の確保
 - (2) 専門性の強化
 - 3 障害福祉サービス事業
 - (1) サービスの充実
 - (2) サービスの質の向上

IV 参考資料..... 45

- 1 第1次計画の実施状況
- 2 根拠法令等
- 3 策定委員委員会設置要領
- 4 策定委員会経過報告
- 5 策定委員名簿

1 はじめに

1 計画策定の背景とねらい

坂井市社会福祉協議会（以下「本会」）は、坂井市の地域福祉活動を進める中核的な組織として、平成18年4月の設立（旧4町社会福祉協議会合併）から10年が経過しました。

この間、旧町の社会福祉協議会（「社協」ともいう）の活動を継続しつつも、平成22年『第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「第1次計画」）』、平成24年『第1次坂井市地域福祉活動計画～かたいけのプラン～（以下「第1次かたいけのプラン」）』を策定し、新たな社協として組織基盤を整備するとともに、住民はじめ行政、関係団体との協働により、地域のあらゆる福祉課題への解決に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢や核家族化、長引く景気の低迷などを背景に地域の福祉ニーズはますます多様化・複雑化し、新たな福祉（生活）課題に直面している一方で、平成27年の介護保険制度改正や平成28年の社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」）による法人制度の見直しなど本会を取り巻く環境は大きく変容しており、より一層の経営努力と効果的かつ効率的な組織運営が求められています。

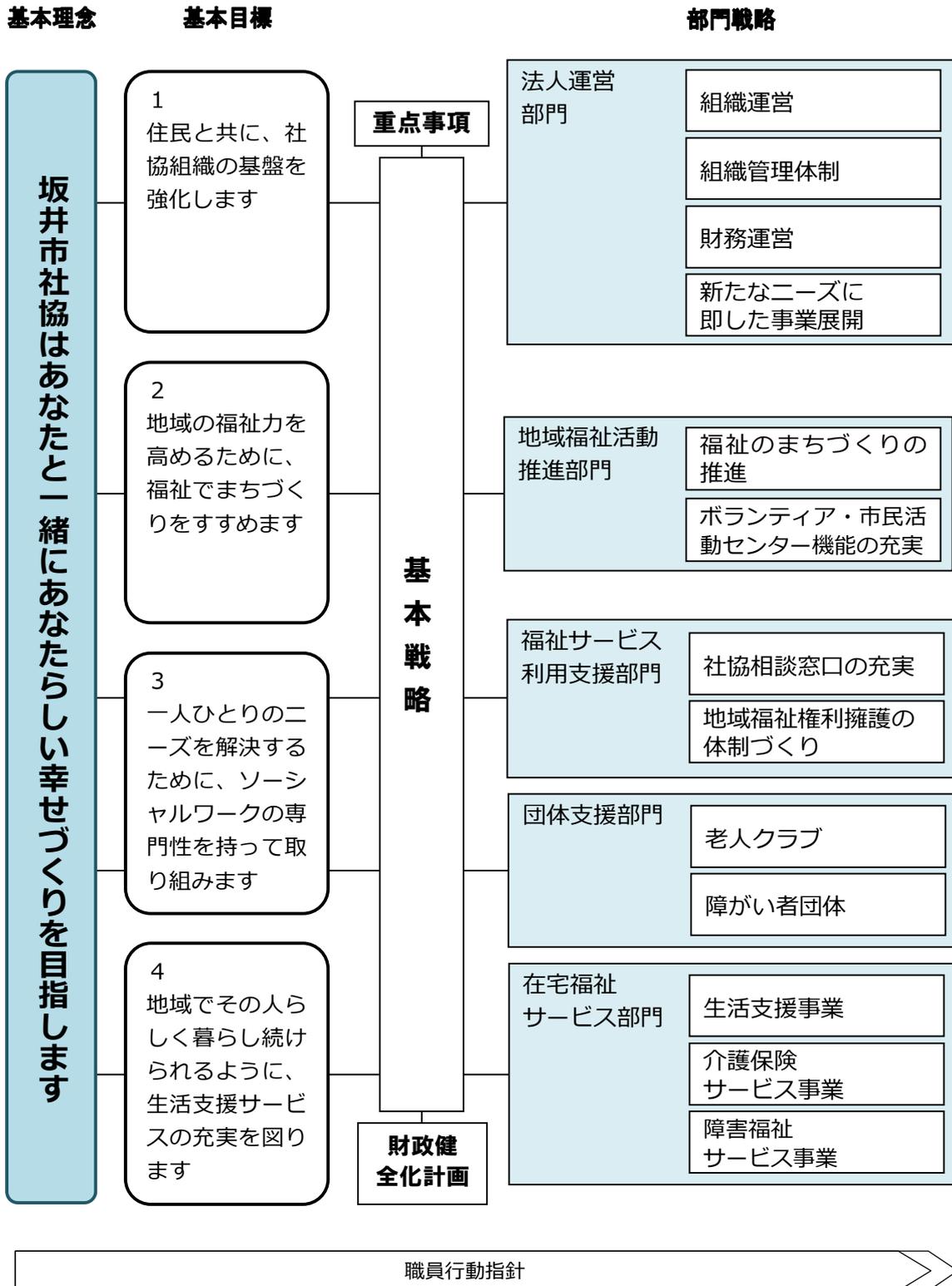
このような状況のなか、第1次計画で打ち出した基本理念や基本目標は継承しながらも、組織、事業、財政等における現状と課題を明らかにし、さらに地域福祉を推進するための組織基盤の強化と法人経営の適正化を目的に、『第2次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「本計画」）』を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 計画の体系

本計画では、部門戦略別に5年間で到達すべき目標を【今後の目標】、目標を達成するための具体的な推進方法を【具体的な行動】として年次により示しています。



4 計画の進行管理

本会内部に「第2次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を行います。

5 本会を取り巻く環境の変化

現在、わたしたちの地域社会は、65歳以上の人口が総人口の4分の1と他に類を見ない少子高齢社会を迎えています。そのなかで、平成27年に介護保険法が改正され、特に「地域包括ケアシステム」の本格的な推進により高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民がその担い手としてシステムに参画していく新しい構想が打ち出されました。また、長引く景気の低迷などを背景に、単身世帯の増加、暮らし方の変化によるあらゆる世代の社会的孤立の増加に対応するため、同年生活困窮者自立支援法が施行されました。

これからは、年齢や障がいの有無に関係なく、生きづらさを抱えた人たちも含め、誰もが安心して暮らすことができる包括的な支援が地域づくりに求められているといえます。

一方、昭和26年「社会福祉事業法（現在の社会福祉法）」の制定時に創設された社会福祉法人制度は、以降、いくつかの改正は経たものの法人組織のあり方自体に大きな変更はありませんでした。しかしながら、福祉ニーズの深刻化を背景に社会的責任が求められる社会福祉法人の今日的な役割や責任があらためて見直されています。

【坂井市】

地方財政を取り巻く状況は、今後もさらに厳しさを増すことが予想されます。坂井市においても例外ではなく、坂井市役所（以下「市」）では平成24年には第2次坂井市行政改革大綱を打ち出し、事業や施設の整理統合など効率的で効果的な行政改革を進めています。

市から約1億5千万円の補助金（人件費を含む）を受けて法人を運営する本会においても、地域ニーズや社会情勢を十分に勘案した事務事業評価を徹底し、健全で合理的な事業運営が求められます。

【住 民】

団塊の世代をはじめ、様々な住民が地域活動への関心を高めています。

坂井市においては、平成19年に市内全域に23のまちづくり協議会が設置され、住民の主体的な動きが活発になっています。また平成23年12月に施行された「市まちづくり基本条例」を最高規範に、平成27年には公民館をコミュニティセンターに移行したことで、住民と行政が相互の責任と役割を明確にした「自助」「共助」「公助」による協働のまちづくりが積極的に進められています。本会においても、身近な地域で住民同士が支え合える小地域福祉活動を活発にするために、旧町単位に「支部社会福祉協議会（以下「支部社協」）」を設置し、現在は、コミュニティセンター以下の単位に「地域福祉推進基礎組織（以下「基礎組織」）」づくりに取り組んでいます。

6 環境への対応

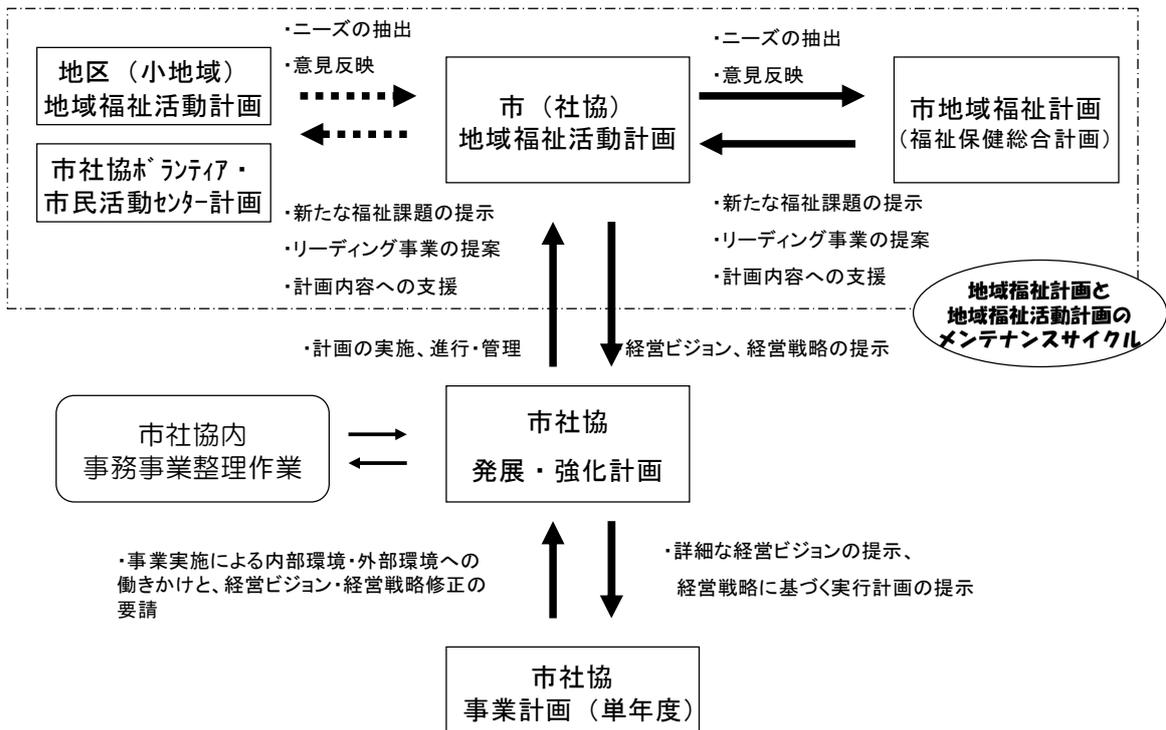
このように、本会を取り巻く環境の変化に対応するためには、これまでの経営のなかで地域で培ってきた“強み”やこれまで対応できなかった“弱み”を認識したうえで、真に住民の立場に立った組織運営を行うことが必要です。

	強み	弱み
内部環境	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理事や評議員を幅広い住民組織で構成している <input type="checkbox"/> 権利擁護など専門職員を各支部に配置している <input type="checkbox"/> 資格取得奨励に取り組み、有資格職員が増加している <p>【本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福祉コミュニティの中核拠点として市の中心地に本部を移転した <input type="checkbox"/> 移転に伴い、3課や事業所を本部へ集約したことで、介護保険サービス等の事業所間や在宅福祉課と地域福祉課との連携が強まりつつある <input type="checkbox"/> 坂井地域包括支援センターや特定相談支援事業所を開設している 	<p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 知識、技術、意識の向上がさらに必要である <input type="checkbox"/> 特に生活困窮や社会的孤立など個別支援における専門性は十分とはいえない <input type="checkbox"/> 課ごとの課題や研修等で学んだことを3課で共有する場が少ない <input type="checkbox"/> 介護、看護等の専門職が不足している
外部環境	<p>【社協機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社協が地域の身近な相談窓口になっている <p>【社会資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市内全域に支部社協や基礎組織、福祉委員を設置している <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）や福祉委員が住民の福祉分野への“入り口”になっている <input type="checkbox"/> 住民、ボランティア、NPO、当事者団体等とのネットワークを持っている <input type="checkbox"/> 助け合いや支え合い活動に対する住民理解が広がりを見せている <input type="checkbox"/> まちづくり協議会やコミュニティセンターの活動が活発になっている 	<p>【周知不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民や社会福祉関係者に対して社協活動を十分に伝えていない <p>【財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 景気低迷、介護報酬改定など社会情勢が厳しい状況にある <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あらゆる民間企業が介護保険サービス事業や障害福祉サービス事業など福祉分野へ参入している

7 計画の位置づけ

本計画は、本会としての経営ビジョンや目指すべき方向性を明らかにしながら、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な方策を推進するための組織内部計画として位置づけるとともに、第1次かたいけのプランの実効性を担保するための経営戦略とします。

また「坂井市地域福祉計画（福祉保健総合計画）」など関連する行政施策にも反映されるよう市との連携を密にします。



II 第2次発展・強化のための中長期的な活動方針

第1次計画策定時の活動方針期間を「中長期（5～10年）」として捉えていることから、本計画では前期計画の活動方針を継承することとしました。

1 基本理念

坂井市社協はあなたと一緒にあなたらしい幸せづくりを目指します

本会は、常に一人ひとりの生活や生き方（価値観）を大切にします。そして、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、具体的な支援を行いながら、住民とともに地域の課題解決に取り組みます。多様な市民の参加を得て、お互い様の気持ちで支え合える「福祉でまちづくり」を目指します。

～ 言葉に込めた意味 ～

『坂井市社協は・・・目指します』

社協は、住民が主体となり、関係機関の参加協力を得て、住民の福祉向上を目的とする「住民（参加）組織」です。また、住民のニーズに機敏で、きめ細かく柔軟に対応し、様々な方策を駆使し、問題解決を図ろうとするソーシャルワークの「専門的援助機関（組織）」でもあります。この二面性を活かして、基本理念に取り組んでいくという本会の決意表明です。

『あなたと一緒に』『あなたらしい』

自分の人生や生き方は、誰もが自ら選択でき、自己決定できることが大切です。そのことが何らかの理由で、困難な人、困難なときには適切な支援が受けられるように寄り添います。また、誰もが坂井市という地域を構成する一員として、ともに手を携えて助け合うことが地域福祉では重要だと考えられています。つまり、担い手・受け手のどちらかに限定されるのではなく、お互い様の気持ちで助け合える地域が、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティだといえます。

『幸せづくり』

問題・課題を解決できるように、ソーシャルワークの専門性を発揮しながら、具体的な支援策を考えます。また、環境に働きかけ、サービス化、プログラム化、システム化に取り組みます。

2 基本目標

「基本目標」は「基本理念」を達成するために必要な具体的目標とします。

(1) 住民と共に、社協組織の基盤を強化します

専門職として職員が安心し、やりがいを持って仕事に取り組めるよう、自立的で安定した組織基盤の強化と財源の確保を行います。また、住民活動主体の原則を徹底し、地域に開かれた透明性の高い組織を目指します。(見える化)

⇒具体的事業：法人運営・会員制度・広報啓発・リスクマネジメント など

(2) 地域の福祉力を高めるために、福祉でまちづくりをすすめます

誰かのためにしてあげるといった一方的で恩恵的な従来の福祉の考え方から、ともに支え合い、ともに生きる地域社会を創っていくことが、豊かなまちづくりにつながるといった積極的な福祉の考え方に転換していきます。つまり、全ての住民が参加し、全ての住民が気がついて、福祉というものを軸にして、福祉でまちづくりをすすめます。地域福祉推進を使命とする本会として、住民とともに“出会いの場” “協働の場” “協議の場”を積極的に地域のなかに創り、活性化し、支援していくことで、共感しあえる地域の力＝地域の福祉力が高まる支援を行います。

⇒具体的事業：地域づくり・ボランティア市民活動センター・福祉教育 など

(3) 一人ひとりのニーズを解決するために、ソーシャルワークの専門性を持って取り組みます

住民のニーズに機敏で、きめ細かく、柔軟に対応し、様々な方策を駆使し、問題解決を図ろうとするソーシャルワークの専門援助機関になります。そのために、職員は、ソーシャルワーカーとして、一人ひとりの利用者・住民が自ら持つ力を大事にしながら、一人ひとりのニーズに応じて、援助が組み立てられる力量（ケアマネジメント力）を高めます。

⇒具体的事業：福祉サービス利用支援・当事者支援・個別支援 など

(4) 地域でその人らしく暮らし続けられるように、生活支援サービスの充実を図ります

サービス提供を通じて、その人の生活を支えるという視点を大切に、質の高いサービスに努めます。そのためにも、常に自分たちのケアの質を見直す姿勢を持ち続けます。また、何らかの支援が必要になっても地域で暮らし続けられるように、地域の自然な助け合い・支え合いから、インフォーマル（非制度的）サービス、制度・公的なサービスまで、切れ目のない生活支援の実現を目指します。そのために、一人ひとりの暮らしを支える「サービス」の充実、連携による効果的な「システム」づくりに取り組んでいきます。

⇒具体的事業：介護保険サービス・障害福祉サービス・介護予防・配食 など

3 基本理念、基本目標のイメージ

本会の基本理念と基本目標を坂井市の地場産業である織物でイメージしています。

◆基本は、糸を紡ぐこと

繭^{まゆ}や綿から繊維を引き出して、撚^よりをかけて糸を紡ぐように、『住民一人ひとりが、自分らしい人生を歩むことを大切にすること』が基本になります。

それは、ソーシャルワークの価値である、①個人の価値と尊厳、②人間に対する尊敬、個人がもつ変化の力の尊重、③平等の機会、④差別をしないこと、⑤違いを持つことの尊重などの考え方にに基づきます。

一人で糸を紡ぐのが難しい人がいたら、サポートを受けながら、自己決定を保障していきます。

◆経糸（たていと）

経糸は、織物の端から端までつながり、しっかり張られた軸になる糸、いつまでも変わらない糸です。

そのことから、必ず使うもの、基盤となるもの、変えてはならないものとして、『ケアマネジメント』（ソーシャルワークの専門性）を位置づけました。ケアマネジメントとは、利用者の地域生活を支援する方法であり、これをもって、利用者の地域社会での自立を支援していくこととなります。また、ケアマネジメントを構成するものとして、社会資源（人・物・金・時間・情報）があげられます。

◆緯糸（よこいと）

緯糸は、経糸に絡まって、織物の柄を形成する糸です。

そのことから、日々の生活や活動の中でいろいろ起こってくる相談ごとや困りごと、それを抱える人や団体と考えました。利用者一人ひとりの個別のニーズ、地域のさまざまな課題、本会事務局としての課題など、一つひとつ異なる困りごとを丁寧に見つけること、取り組むことを大切にします。

◆布を織ること

経糸と緯糸を組み合わせることで、一つひとつ違った色や形の布を織ることができます。

そのことから、一つひとつの困りごと（緯糸）をケアマネジメント（経糸）を使って、課題解決していくことをイメージしました。また、布は、同じものをたくさん作ることで、他の人にも使えるかもしれません。それが、サービス化であり、システム化であると考えます。

◆織り機と工房

そこは、「出逢いの場」「協議の場」「協働の場」です。出入りは自由で、誰でもいつでも参加できます。この3つの場をできるだけ豊かにすることが、幸せづくりにつながると考えました。

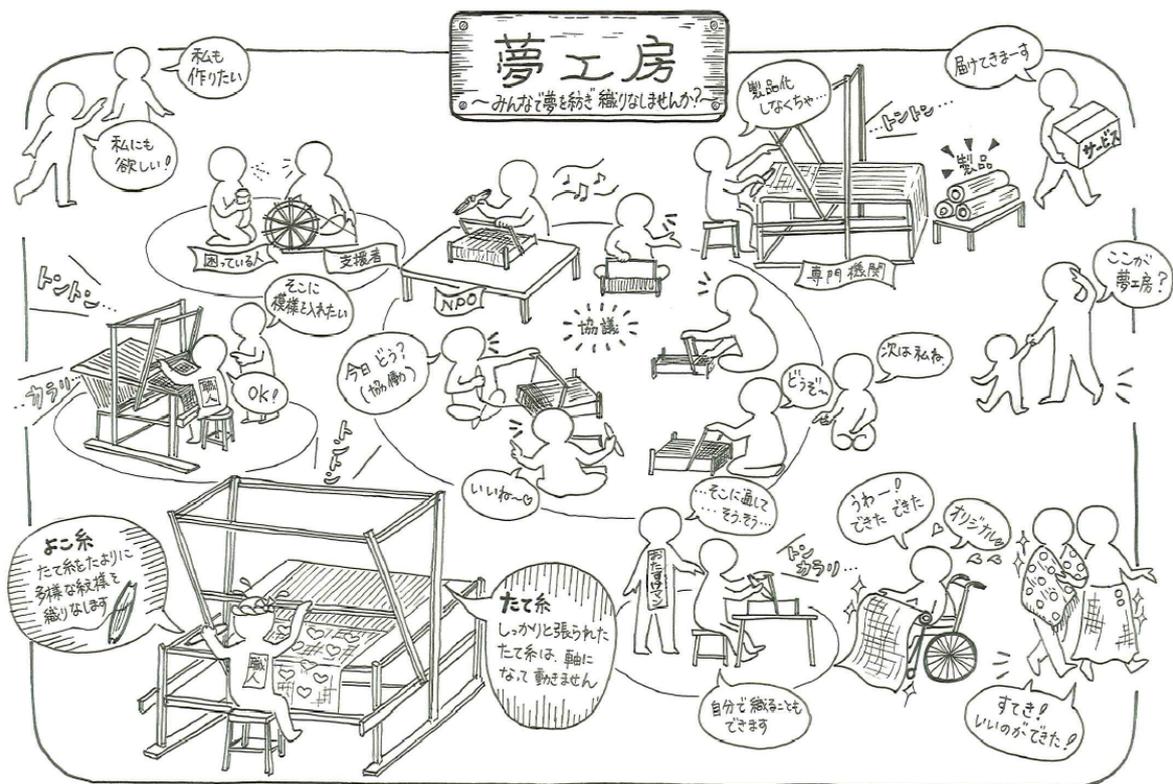
一番小さな織り機は、個別の課題解決用。一番大きい工房は坂井市全域です。必要に応じて、いろんな単位での場が考えられます。

本会は、これらの場づくりを仕掛けていく役割を果たすと同時に、本会組織そのものが、大きな場（住民組織）として機能するために、市民誰もが参加でき、夢を語り、夢を実現できる市民一人ひとりのための組織に変わります。

◆職人

織り機や工房は、誰でもいつでも使うことができます。しかし、工房を維持していくにはプロの職人が必要です。

本会職員は、想像と創造ができる福祉の専門職（職人）集団を目指します。



坂井市社会福祉協議会 職員行動指針

本会がソーシャルワークを実践する専門機関として役割を果たすためには、まず質の高い職員になることが最優先です。

「坂井市社会福祉協議会 職員行動指針」は、本会職員が職種や職務にかかわらず共通して目指すべき職員像を描いたものです。

- ① 社協職員は、あなたの思いに寄り添います
- ② 社協職員は、あなたのモヤッとを一緒に明らかにします
- ③ 社協職員は、困りごとを一緒に解決していきます
- ④ 社協職員は、あなたに寄り添う人づくりをします
- ⑤ 社協職員は、みんなが主役の“お互い様のまちづくり”を進めます

4 事業展開の基本的な考え方

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、平成17年に全国社会福祉協議会で策定された「市区町村社協経営指針」に基づき、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に具体的な事業展開を図ります。また、事業の部門構成は第1次計画で掲げた(1)法人運営部門、(2)地域福祉活動推進部門、(3)福祉サービス利用支援部門、(4)在宅福祉サービス部門に加えて(5)団体支援部門を新たに追加しました。

(1) 法人運営部門

適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事をはじめ、組織全体にかかわる企画・調整等を行う部門

(2) 地域福祉活動推進部門

地域に発生しているさまざまな福祉課題を調査・分析し、地域住民やボランティア、各種団体・機関と協働・連携して、解決に向けた取り組みを組織的・計画的に推進し、必要に応じて地域福祉型のサービスを創出する部門

(3) 福祉サービス利用支援部門

高齢者や障がい者等を支援することを目的に、総合相談や資金貸付、手続代行、情報提供等の業務を通じて、福祉サービスの利用援助及び生活支援を促進する部門

(4) 在宅福祉サービス部門

介護保険法や障害者総合支援法等による事業展開のほか、市からの受託による在宅福祉サービス等を法令や契約に基づき運営する部門

(5) 団体支援部門

老人クラブや身体障害者福祉協会、心身障害児者福祉協会など当事者団体の活動を支援する部門

5 基本戦略

近年、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行、社会福祉法人制度の見直しなど社会福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化するなかで、本会の経営や事業運営に大きな役割と責任が求められています。

本計画では、第1次計画の基本理念・基本目標は継承しながらも、前期計画での評価や課題、社会情勢等を踏まえながら組織管理、事業推進体制、財源確保、職員の資質向上など組織の基盤強化を図り、適正な法人経営を目指します。

さらに、現在進行している、第1次かたいけのプランとの連動性・実効性を担保した一体的な運営体系で事業推進を図ります。

6 重点事項

(1) 法令遵守と組織統治

本会は、地域福祉を推進する代表的な法人組織として、関係法令や諸規程等を遵守した経営と公正かつ適正な法人体制による組織全体の統治を進めます。また、改正社会福祉法により社会福祉法人のあり方をめぐって法人制度が大きく見直されており、さらに公益性や非営利性の高い法人運営に取り組みます。

- ① 経営組織の在り方の見直し（組織統制の強化）
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
- ④ 地域における公益的な取り組みを実施する責務
- ⑤ 余剰財産の明確化と福祉サービスへの再投下

(2) 3課一体で支援できる仕組み

社会環境が日々変化するなか、住民ニーズ（生活課題）は、ますます複雑化しており担当課や担当する職員だけでは解決が困難なケースも少なくありません。縦割りになりがちな組織体制のなかで、3課が一体となり横断的に支援できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 職員の資質向上

質の高いサービスの実現には、職員の専門性が求められます。職員自らが、目指すべき職員像やソーシャルワークを基盤とした求められる能力を明らかにしながら自己研鑽に励むとともに、本会は積極的な職員育成に取り組みます。

Ⅲ 第2次発展・強化に向けた行動計画

第1編 法人運営部門

法人運営部門は、法人組織としての適切な運営を中心的に担い、執行機関としての役員等と連携して、財務管理や労務・人事管理も含めた各部門間の総合的な調整などの組織管理（マネジメント）を行うとともに、中・長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構想し、計画化する役割を果たす部門です。

1 組織運営

(1) 会員制度

【現状と課題】

会員制度は、本会が会員として住民や関係団体の参画を得ながら地域福祉活動を進めるうえで基礎的な制度であり、会費は住民主体による経営体制を確立するための貴重な自主財源として位置づけています。

会員には、区長を通じて世帯を単位に一般会費を依頼する「一般会員」と、企業や個人へ賛助会費を依頼する「賛助会員」があります。過去5年間の状況をみると「一般会費（一般会員）」では、納入区数は概ね高い水準で推移していますが、微減傾向にあります。要因として、1世帯当たりの納入額の縮小及び若い世帯や集合住宅等の世帯への説明不足が考えられます。また、「賛助会費（賛助会員）」は、広報誌やホームページ等で広く周知しているところですが、十分に賛同を得られているとはいえない状況です。

会費納入の状況

項目		平成 18年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
一般会費	納入区数 (区)	418	427	431	431	432	435
	納入額 (千円)	10,940	10,778	10,854	10,833	10,603	10,669
賛助会費	納入件数 (件)	551	405	425	419	406	424
	納入額 (千円)	1,916	980	1,551	1,876	1,577	1,559
合計	納入額 (千円)	12,586	11,758	12,405	12,709	12,180	12,228

【今後の目標】

住民に対して本会の事業活動の周知と理解を求めていくことが重要です。住民の生活を支える地域福祉活動を推進するとともに会員制度への住民の理解促進に取り組みます。また、本会を構成する評議員においても、本会の事業活動に対してより一層の参画を得られる手段を積極的に講じます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
社協事業や会員制度に関する出前講座の実施	実施				
賛助会員加入の呼びかけ強化（民間企業との連携）	調査 研究	実施			
若年層が参画しやすい事業の開発	調査 研究		実施		
評議員への働きかけ	実施				

（２）役員体制と組織体制

【現状と課題】

理事16名、監事2名、評議員33名で構成し、定期的に理事会、評議員会等を開催しています。重要案件を審議し、組織運営、事業の強化を行っています。

改正社会福祉法では、高い公益性や非営利性を担保した組織運営が求められるなか、本会の運営にかかる意思決定や責任を負う理事会※、牽制機能を有する評議員会※等の機能強化と高度な組織経営が要求されます。

【今後の目標】

理事会や評議員会等の定数や任期、選出区分をはじめ機能や責務等を検討し、本会の組織統制を強化します。

※理事会

社協の経営や運営等についての執行責任者であり、その執行機関となる理事会は16名の理事で構成。会長1名、副会長3名を理事の互選により選出し、会長が常務理事1名を指名。理事と2名の監事を合わせて、役員という。

※評議員会

社協の執行状況に対して意見具申を行う者で、その議決機関となる評議員会は33名の評議員で構成。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理事の定数、任期、選出区分等の検討	検討 →	改選 →	→	改選 →	→
評議員の定数、任期、選出区分等の検討	検討 →	改選 →	→	→	→
研修会等の開催（評議員会機能強化）	調査 → 研究	実施 →	→	実施 →	→

（３）三役会、委員会

【現状と課題】

法人運営においては、毎月、正副会長を中心とした三役会を開催し、理事会への提案など必要な事項を協議しています。また、委員会では、事業運営において理事や評議員、有識者等による「広報委員会」「ボランティア・市民活動センター運営協議会」「生活福祉資金調査委員会」等を設けており、住民ニーズに則した事業推進を図るため定期的な協議を行っています。

三役会、委員会ともに法人や事業の運営に必要な協議を定期的に行っていますが、近年、急速に変化する社会情勢や暮らしの変容により、多様化、複雑化する住民ニーズ（福祉課題）に対して専門的に検討する場が必要です。

【今後の目標】

三役会や委員会等の定期的な開催を継続するとともに、新たな住民ニーズに対して、きめ細やかで専門的な協議ができる仕組みを検討します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
新たな住民ニーズに対して専門的な協議ができる仕組みの検討	調査 → 研究	検討 →			

（４）広報啓発

【現状と課題】

インターネットやケーブルテレビなど情報メディアが急速に多様化するなか、社会福祉分野においても情報発信は重要な要素として捉えられています。

現状では、広報誌やホームページ、チラシ等で本会の事業活動や制度、サービスな

どの福祉情報を地域へ広く発信していますが、本会の取り組みに対する住民の認知度や理解度は高いとはいえない状況です。

【今後の目標】

計画的に広報啓発に取り組むとともに、職場内においても広報意識の醸成を図り、法人全体で職員の情報発信力の底上げを図ります。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
広報誌の配布先の拡大	実施				
年齢層に応じた広報媒体の検討	実施				
広報に関する事例検討会等の開催	実施				
ホームページ、外部メディアの積極的活用	実施				

2 組織管理体制

(1) 組織（法人）管理

【現状と課題】

住民や行政等から高い信頼を得るためには、法令遵守は最も重要な事項といえます。また、改正社会福祉法により公費等を原資とする多額の事業費を支出している社会福祉法人においては、積極的な情報開示が強く問われています。

公共性の高い本会においては、より一層の法令遵守の徹底と適正かつ透明性のある法人運営が求められます。

【今後の目標】

福祉情勢を注視しながら、引き続き関連する諸規程等の整備を講ずるとともに職員への周知徹底を図ります。また、広報誌等を活用した住民への積極的な情報開示に努め、透明性の高い組織づくりを目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
法令遵守の徹底	実施				
財務諸表や事業内容の積極的な情報公開	実施				

(2) 業務管理体制と労務管理

【現状と課題】

平成25年7月に本部を坂井町へ移転し「総務課」「地域福祉課」「在宅福祉課」の3課体制で業務を管理しています。介護保険サービス事業や障がい福祉サービス事業を主とする在宅福祉課は、3事業所（ケアプランセンター、ホームヘルプステーション、訪問入浴サービスステーション）を本部に集約し、業務の効率化を図っています。また、地域福祉活動の拠点となる支部、霞の郷デイサービスセンター、三国希望園は旧町からの所在地で稼働しています。

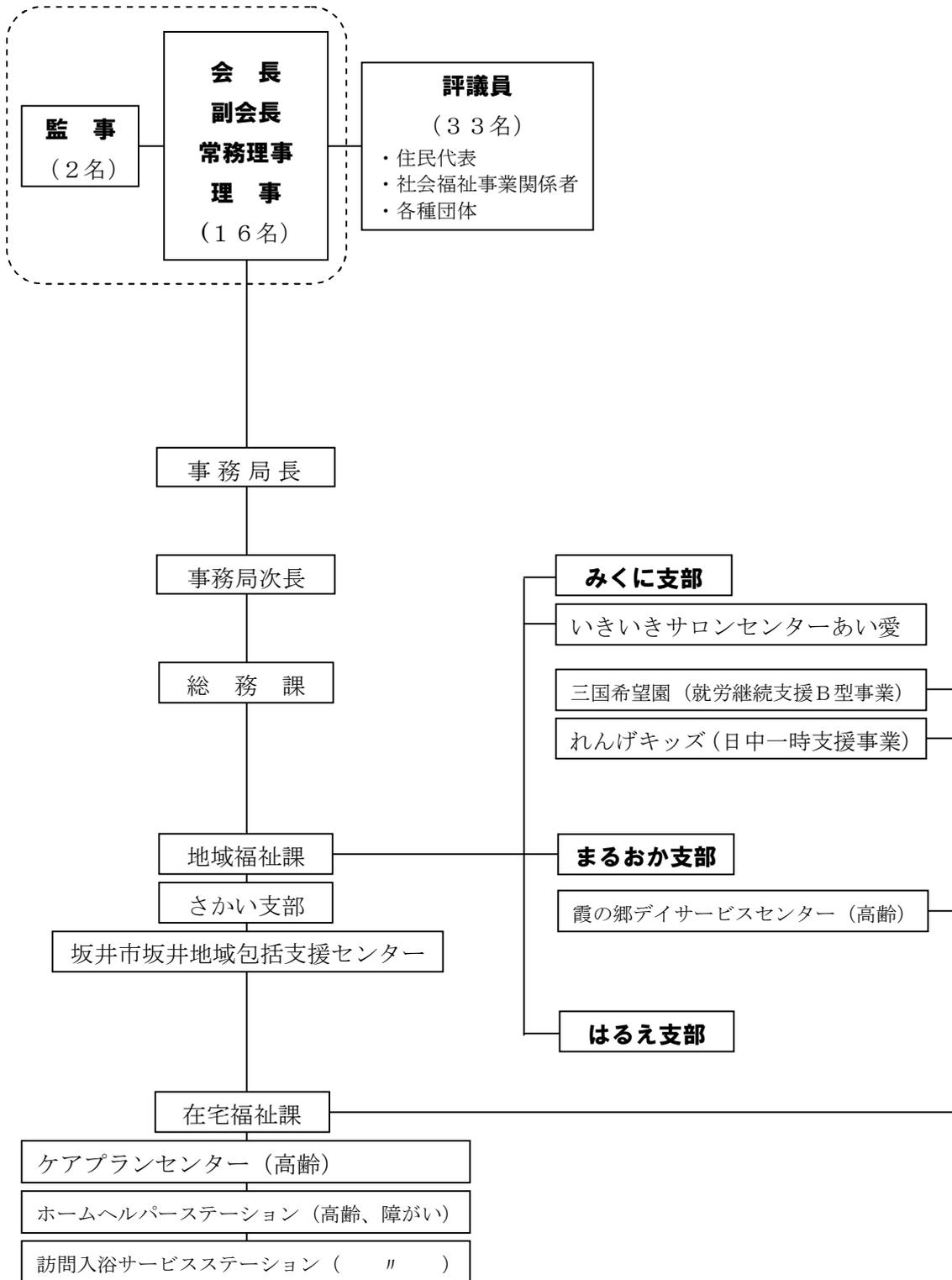
平成24年から新たな地域課題の対応と業務の効率化を図るため、事務事業評価に取り組んでいます。今後も、社会環境の変容とともに本会の担うべき役割が変化し続けるなか、課の枠を超え法人全体で対処していくことが求められます。

一方、労務管理面では職員の雇用状況をみると、正規職員50人、嘱託職員9人、パート職員126人の合計185人となっています。（平成28年4月1日現在）

法令遵守を基本に関係規程等の整備を行っていますが、特に全体の約7割を占めるパート職員は雇用形態も複雑化しており、さらに細分化された労務管理の強化が必要です。また、看護職や介護職の慢性的な人員不足により、職員の年次休暇取得率の低下や心身的負担につながっている状況です。

業務管理体制（組織図）

役員



職員の構成と配置状況

(人)

区 分		正規 職員	嘱託 職員	常勤 パート 職員	登録 パート 職員	合 計
総務課	本部	5	4	1		10
	まるおか支部			1		1
地域福祉課	本部・さかい支部	6	4	3	28	41
	みくに支部	5		1		6
	まるおか支部	4		3		7
	はるえ支部	4	1		1	6
	移動サービス				3	3
	日常生活自立支援事業生活支援員				22	22
在宅福祉課	本部	2				2
	ケアプランセンター	3		3		6
	ホームヘルパーステーション	8		3	27	38
	霞の郷デイサービスセンター	6		9	3	18
	訪問入浴サービスステーション	2		1	4	7
	れんげキッズ			3		3
	特別支援学校通学バス				9	9
	三国希望園	5		1		6
合 計		50	9	29	97	185

平成28年3月1日現在

【今後の目標】

事務事業評価を継続するとともに職員の積極的な創意工夫による事業のスクラップアンドビルドを行います。併せて、3課の合意形成による施策展開とそれに連動した事業進展を目指します。

また、職員の配置基準を定期的に点検するとともに事業所等に必置となる有資格者の配置基準を整備し、個々の業務内容や能力等を十分に考慮した適正な職員配置や年次休暇等の管理徹底に努めます。併せて、仕事と生活の調和を図り、やりがいや達成感を感じられる魅力ある職場づくりを目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事務事業評価、施策評価	実施				
有資格者の配置基準の整備	整備 実施				
3課合同の管理職による施策等の協議検討の場	実施				
年次休暇等の管理徹底	実施				
福利厚生 of 充実	調査 研究	実施			
メンタルケアの充実	実施				

(3) 人事管理

【現状と課題】

職員の働く意欲の根幹となる給与体系は、平成22年に給与格付検討委員会を置き、平成25年から適正な水準確保に取り組みました。また、資格、異動など人事事項のデータ化を図り人事管理の強化に努めています。

総務課及び地域福祉課職員の人件費は、市や福井県社会福祉協議会（以下「県社協」）からの補助金・受託金等によるものであり、今後も情勢がますます厳しくなるなか、確保が極めて困難な状況です。公正中立に法制化された組織体として、事業規模に応じた適正な人材確保が求められます。

パート職員が大半を占める在宅福祉課では、毎年職員面談を行い、職員自らが自身

の個別目標を設定し評価する職員育成の要素も含めた人事管理に取り組んでいます。また、独立採算制により優れた経営能力も求められるなか、責任のある事業所経営を遂行していくためには、資格や補職に応じた手当等の処遇改善を検討する必要があります。

【今後の目標】

財政健全化計画や配置基準に基づいた適正な人材確保を図るとともに、長期的な展望による人件費推移の把握、職員定数等の分析・検討を進め、将来にわたって安定した人事管理に努めます。また、在宅福祉課においては職員の処遇改善を検討します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
適正な人材確保	実施				
人件費推移の把握、職員定数等の分析・検討	分析 検討				
処遇改善の検討	検討				

(4) 職員育成

【現状と課題】

「人」は組織にとって最大の資産であり、人材育成によって知識や技術を高めることは組織価値の向上につながります。本会への社会的な信頼や期待に応えるためにも、職員一人ひとりが社協職員としての倫理観や社会的モラルを基本に、自覚と責任のある行動が求められます。また、社会環境の変化に適応しながら質の高い福祉サービスを継続していくためには、職員の専門性と職場内の相互連携やケアチームといった「組織力」を高めていくことも不可欠です。

本会では、平成24年に「社協人材育成基本方針」を定め、以降毎年「職員研修計画」を策定しながら、法人全体や課内等の内部研修に取り組んでいます。

【今後の目標】

「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」に基づき、内部研修に取り組むとともに県社協等の外部研修へも積極的に参加します。内部研修においては、職階層毎の互換性をもたせながら社会情勢に適応したカリキュラム内容を随時見直します。また、全職員が高い志をもって困難な課題へ挑戦できる職場内の機運づくりに取り組みます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
内部研修の実施、外部研修への参加	実施				
人材育成基本方針の周知徹底	実施				
資格取得の奨励	実施				
勉強会や実践発表会の推奨	実施				

3 財務運営

(1) 財政健全化計画

【現状と課題】

本会では、平成24年に「財政健全化計画」を策定し、変化し続ける社会情勢のなかで、経営改善に向けた自主財源確保、適正な財政運営、将来負担の抑制など具体的な取り組みを着実に推進しています。

収入状況をみると、法人運営の基盤となる会費や坂井市共同募金委員会からの共同募金助成金は、長引く景気の低迷等により減少傾向にあります。

補助金等の公費は、本会経営を維持するために必要不可欠なものです。市の財政も厳しいなか、公費投入の必要性や妥当性等の理解を求めながら、継続しています。

介護保険サービス事業収入では、他の民間事業者の参入等により大幅増収は見込みにくい状況です。

一方で、改正社会福祉法に伴い、適正かつ公正な支出管理、余剰財産の明確化、福祉サービスへの再投下など、本会においてもこれまで以上に財務規律を強化した公益性、公共性の高い財務運営が求められます。

収入の状況

(千円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会費収入	12,405	12,709	12,180	12,228
共同募金助成金収入	14,137	15,420	13,910	14,405
補助金・受託金収入	202,858	222,114	236,776	229,990
介護保険サービス事業収入	220,261	204,846	197,840	206,512
障害福祉サービス事業収入	19,456	48,673	68,397	65,677

【今後の目標】

会費の納入額は、減少傾向にあります。納入区数は高い水準で推移していることから1世帯当たりの納入額が減少していることが考えられます。引き続き、住民への理解と協力を求め納入額の維持、回復に努めます。

共同募金助成金については、坂井市共同募金委員会との協働による振興計画を策定し、民間財源による柔軟な住民福祉活動の推進を目指します。

補助金等の公費は、今後ますます情勢が厳しくなるなか、公費の必要性や合理性、妥当性を明らかにしながら市との慎重な調整を継続していきます。

介護保険サービス事業収入では、細かな財務分析に取り組むとともに良質なサービス提供による利用者確保や経費削減等の経営改善による採算性の高い経営を目指します。

さらに今後は、適正で公正な支出管理に努めながら余剰財産の明確化を図り、制度では解決できない狭間ニーズに対して新たなサービス開発と計画的に再投下できる仕組みづくりに取り組みます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
社協事業や会費等に関する住民へのはたらきかけ	実施				
共同募金振興計画の策定と推進	第1次 実施		検証	第2次 実施	
介護保険サービス事業の財務分析と経営改善	財務 分析	経営 改善			検証
会計基準や経理規程に基づいた適正な支出管理	実施				
人件費積立金、修繕費積立金等の計画的な管理	実施				
余剰財産の明確化	実施				
福祉サービスへの再投下の仕組みづくり（社会福祉充実計画の策定）	検討	策定 実施			

(2) 施設の管理運営

【現状と課題】

本会では7施設を管理運営しています。所有する施設は、春江総合福祉センターいちい荘（以下「いちい荘」）、坂井老人福祉センター志游館（以下「志游館」）、いきいきサロンセンターあい愛（以下「あい愛」）の3施設です。

いちい荘と志游館は、一般の高齢者や障がい者の入浴施設として利用されているほか、ボランティアや福祉団体等の活動拠点にも利用されています。あい愛は、介護予防拠点施設として本会の自主財源により運営していますが、開設当初から非常に厳しい経営状況にあります。

平成24年に施設の活性化を図るため、検討委員会等で協議し、新たな事業や施設改修に取り組み一定の成果がありました。しかし、ここ数年はいずれの施設も利用者数がほぼ横ばいであることから再度検討する必要があります。また、みくに支部事務所やれんげキッズがある「三国社会福祉センター」や三国希望園がある「三国いきいき交流会館」の2施設については、市において移転等が進められています。

本会が運営する施設

施設名	経過	経過年数	備考
『春江総合福祉センター いちい荘』（はるえ支部） 春江町江留中10-15-1	昭和53年 建築 平成1年 改装 平成16年 浴室部分改修	38年	土地・建物社協名義 運営費：補助金
『百合荘』	昭和63年 建築 平成16年 浴室部分改修	28年	建物社協名義
『坂井老人福祉センター 志游館』 坂井町下新庄19-1	昭和55年 建築 平成15年 一部改装・増築	36年	建物社協名義 運営費：補助金
『いきいきサロンセンター あい愛』 三国町楽円53字下沖田16-1	平成18年 建築	10年	建物社協名義 運営費：自己財源
『坂井市社会福祉協議会』 （本部・さかい支部） 坂井町下新庄18-3-1	昭和61年 建築 平成25年 本部現所在地 移転改修	29年	賃借 運営費：自己財源 補助金
『丸岡総合福祉保健センター いきいきプラザ霞の郷』 （まるおか支部） 丸岡町八ヶ郷21-7-1	平成12年 建築	16年	賃借 他民間による指定管理 施設
『三国社会福祉センター』 （みくに支部・れんげキッズ） 三国町中央1-6-3	昭和46年 建築	45年	指定管理施設 平成28～31年 運営費：指定管理料
『三国いきいき交流会館』 （三国希望園） 三国町南本町1丁目2-52	昭和39年 建築（現在の 建物） 昭和63年 大規模改修 平成1年 希望園現 所在地移転改修	52年 大規模 改修後 28年	指定管理施設 平成28～31年 運営費：指定管理料

施設の利用者数

(人)

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
坂井市社協 本部	—	—	—	499	499	314
いちい荘	7,089	7,298	8,203	7,460	8,064	8,036
志游館	5,007	8,786	8,604	8,198	8,198	5,578
あい愛	3,157	3,078	3,222	3,355	11,993	14,261

【今後の目標】

地域福祉を推進する本会が運営する施設として、施設の適正管理や活性化を図り、さらに地域福祉の活動拠点としての機能強化を目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
各施設利活用の検討（本部、いちい荘、志游館、あい愛）	実施 →				
移転 （みくに支部）		実施 →			
移転 （三国希望園、れんげキッズ）		実施 →			

（3）事業所の維持管理

【現状と課題】

効果的・効率的な事業運営を行うため、平成21年から介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービスを計画的に再編し、平成25年の本部移転と同時に、訪問系の事業所は本部へ集約しました。その結果、事業所の維持経費の軽減や組織管理、サービスの平準化等を図ることができました。

しかしながら、度重なる介護保険制度改正により報酬単価も減額されたことで、事業所の経営は今後も厳しさを増すことが予想されます。

事業所の収支差額状況

(千円)

項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
ケアプランセンター事業 (高齢)	△50	△3,852	△1,408	△665
ホームヘルプステーション事業 (高齢・障がい)	12,208	△1,001	3,522	5,351
訪問入浴サービスステーション事業 (高齢・障がい)	607	5,230	△1,913	4,508
霞の郷デイサービスセンター事業 (高齢)	17,306	18,986	13,998	9,115
就労継続支援B型事業(希望園) (障がい)	—	6,611	12,224	10,565
日中一時支援事業 れんげキッズ (障がい)	122	508	872	1,151
合計	30,193	26,482	27,295	30,025

【今後の目標】

事業所ごとに経営分析を図るとともに、業務の効率化や経費削減など採算性が確保できる事業運営に取り組みます。

【具体的な取り組み】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
適正な事業所の運営	実施				

4 新たなニーズに即した事業展開

(1) 社会資源開発機能の強化

【現状と課題】

これまで、本会は一貫して様々な地域課題に対して住民や社会福祉関係者と協働し、小地域見守りネットワークやボランティア活動の強化、移動サービス事業、生活たすけあい事業等の独自の新たな事業を展開してきました。さらに、住民参加による組織づくりや活動計画づくりを通じて、地域福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、今日の生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な主体が新たな地域

福祉実践に取り組む時代を迎え、改めて現在の社協活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを真摯に点検し、事業や活動の強化を図る必要があります。

また、改正社会福祉法により社会福祉法人が大きく見直され「公益的な活動の推進」や「規模拡大・協働化」を柱に、地域の社会福祉法人同士が連携を図り生活困窮など制度の狭間ニーズに対して、低額又は無料で福祉サービスを提供していくことが求められています。また、その実現に欠かすことのできないあらゆる社会資源の開発に向けた機能を強化していくことも重要です。

【今後の目標】

公益的な活動と狭間ニーズの整合性をチェックする地域住民を主とした「地域協議会※」設置も視野に入れ、社会福祉法人間のネットワーク化に取り組みます。

また、地域アセスメント等を駆使しながら、担い手づくり、組織づくり、居場所づくり等の社会資源を開発する機能を強化します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
社会福祉法人間のネットワーク化	調査	実施			
	研究	検証			
社会資源開発機能の強化	実施				

（２）個別ニーズへの取り組み

【現状と課題】

本部移転により、市や関係機関との連携はさらに強まったことで、本会への相談は年々増加しています。相談内容においても、家庭や地域におけるつながりの希薄化や個人的価値観の多様化など様々な要因が複合的に生じているケースも少なくありません。このような個別ニーズに対して、担当職員あるいは担当課で支援していますが、包括的な支援の観点からすると十分とはいえない状況です。一方で担当する職員の一人抱え（負担）や担当職員のみが経験値をあげるだけで、職員全体の技術向上につながらない要因としても考えられます。

※地域協議会

社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するにあたり、地域における福祉ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とするもの。（「社会保障審議会福祉部会報告書 社会福祉法人制度改革について」（H27.2.12日）より）

【今後の目標】

個別ニーズに対して、柔軟で質の高い支援を行うためには、職員の専門性と課を超えた職場やケアチームといった「組織力」を高めていくことが重要です。全職員が、すべての業務において「地域福祉の推進」と「住民との協働」であるコミュニティワークの意識の徹底をさらに強化します。また、個別のニーズを地域のニーズとして捉え、法人全体で一体的に取り組めるシステムを構築します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
3課一体で横断的に課題を共有し 解決まで到達できる仕組みづくり	実施				
新たなニーズへの対応と、ニーズに 合わせた仕組みづくり	調査 研究	検討 実施			

第2編 地域福祉活動推進部門

地域福祉活動推進部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや人づくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

地域に発生しているさまざまな福祉課題を調査分析し、地域住民やボランティア、各種団体・機関と協働・連携して、解決に向けた取り組みを組織的・計画的に推進し、必要に応じて地域福祉型サービスを創出する部門です。

1 福祉のまちづくりの推進

(1) 小地域福祉活動の推進

【現状と課題】

第1次かたいけのプランを策定し、その方針に基づいて、支部社協や基礎組織の設置に取り組んできました。また、活動支援として、支部ごとに職員を配置し、活動メニューの提示や助成金の整備に取り組みました。

今後は、基礎組織の全域設置を進めるとともに、それぞれの活動の実態や課題を把握し、より地域の実情や特性に応じた活動を進められるよう、支援の強化を図ることが重要となってきます。

【今後の目標】

第1次かたいけのプランの総合評価及び検証を行い、第2次かたいけのプランの策定に取り組めます。そのなかで、基礎組織の活動実践の評価、検証とともに、今後の具体的な取り組みや方向性を明示し積極的な推進を目指します。

また、活動支援のあり方を検討し、強化していきます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
定期的な検証会議の開催	実施				
第1次かたいけのプランの総合評価及び検証の実施、第2次プランの策定と推進	評価 策定	推進			

(2) 小地域見守りネットワークの推進

【現状と課題】

本会では、住民による見守りの仕組みの要として福祉委員を設置し、10年が経過しました。当初の目標であった全域での設置を概ね達成しました。

福祉委員の活動も年々活発化してきており、福祉委員自身による幹事会や広報紙の

発行など、福祉委員会としての活動も出てきています。

今後は、これまでの福祉委員活動をふり返り、さらに活動を充実させていく必要があります。また、地域包括ケアシステムづくりが推進されるなか、民生委員や住民との連携による見守りネットワーク活動の果たす役割が今後ますます重要になってきます。

【今後の目標】

これまでの福祉委員活動の評価、検証とともに、今後の具体的な取り組みや方向性を第2次かたいけのプランへ明示し積極的な推進を目指します。また、見守り活動のあり方を検討し、強化していきます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉委員活動の評価、検証	評価 →				
第1次かたいけのプランの総合評価及び検証の実施、第2次プランの策定と推進	評価 → 策定	推進	→		

2 ボランティア・市民活動センター機能の充実

(1) ボランティア・市民活動センター運営と人材育成

【現状と課題】

第1次かたいけのプランを策定し、その方針に基づいて、ボランティア・市民活動センターの運営や福祉の人づくり、災害ボランティアセンター連絡会の設置に取り組んできました。また、活動支援として、支部ごとに職員を配置し、ボランティア活動者の支援を図りました。

一方、社会情勢の変化により、地域の福祉問題も多様化するなか、柔軟で自発的なボランティア活動や市民活動などの互助活動の充実が今後ますます期待されています。住民の身近な相談窓口（強み）として、個別ニーズとボランティア活動とのコーディネート機能など本会センターの充実が求められます。

【今後の目標】

これまでのボランティア活動に関する取り組みを評価、検証したうえで、第2次かたいけのプランを策定、推進し、より一層センター機能の充実を図ります。

また、ニーズに応じた福祉人材の発掘、養成へも取り組みます。

【具体的な行動】

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
これまでのボランティア活動に関する評価、検証	評価 →				
第1次かたいけのプランの総合評価及び検証の実施、第2次プランの策定と推進	評価 策定 →	推進 →			
多様なニーズに対応するためのボランティア活動実践講座の実施	実施 →				
災害ボランティアセンター連絡会※との連携	実施 →				

※災害ボランティアセンター連絡会

災害発生時、災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」の設置及び運営に関する基本事項を協議・決定し、また、平常時においては構成団体相互間の連携・協力関係の促進など、災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資するための組織。坂井市では、平成28年2月に設置。

第3編 福祉サービス利用支援部門

福祉サービス利用支援部門は、福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行います。

高齢者や障がい者等を支援することを目的に、総合相談や資金貸付、手続代行、情報提供等の業務を通じて、福祉サービスの利用援助及び生活支援を促進する部門です。

1 社協相談窓口の充実

(1) 福祉総合相談事業

【現状と課題】

行政や相談機関による対象や制度での縦割りの課題に加え、単身世帯の増加や家族、地域、職場の互助的な機能の低下など社会構造が変化し続けています。また、様々な要因から生活問題を抱えた人が増えており、相談内容も多様化しています。

【今後の目標】

地域のなかで本人らしい生活を実現することを目指し、官民協働のネットワークにより、住民のニーズを確実に受け止め、切れ目のない支援につなげる仕組みを構築します。また、専門職が属する機関とのネットワークづくりと新たな支援を生み出す福祉機能に力を発揮していきます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
住民の身近な場所での相談窓口の設置（基礎組織設置地区）	モデル 地区	設置 調査			設置
地域包括ケアシステム構築へ向けた局内の情報共有と支援検討の仕組みづくり	実施	共有 検証			

(2) 生活福祉資金貸付事業

【現状と課題】

平成27年には生活困窮者自立支援法が施行されましたが、坂井市においても経済的困窮者、社会的孤立者は、ますます増加している現状にあります。本会では、独自の緊急的なつなぎ支援制度の「生活たすけあい事業」や県社協から受託している「生活福祉資金貸付事業」に取り組んでいますが、一時的な経済的支援であり生活困窮者の自立支援には至っていない状況です。

【今後の目標】

引きつづき、既存事業に取り組みながら市との連携を図り相談支援体制を強化します。また、坂井市における経済的困窮者、社会的孤立者の自立支援の充実を目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
行政との連絡会、事例検討会による連携強化	実施				
地域の見守りによるニーズ発掘と連携強化	実施				
生活困窮者が居場所や役割を持って生活できる地域支援活動への取り組み	調査 研究		モデル 実施		実施
生活たすけあい事業の見直し (経済支援から自立支援へ)	見直し	実施			

(3) 地域包括支援センター事業

【現状と課題】

高齢者が、住み慣れた地域で地域社会とのつながりを持ちながら尊厳をもってその人らしく生活が続けられるよう、その暮らしの実現に向けた「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本会の組織使命として、住民主体を旨とした地域福祉の推進によって「誰もが安心して、いきいきと暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指すという考えのもと、これまで培ってきた本会の機能を生かし、住民とともに創る包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

本会では、平成26年10月から「地域包括支援サブセンター」を受託し、主に丸岡町圏域の高齢者の相談に対応してきました。また、平成28年4月からは、新たに日常生活圏域ごとに設置された「坂井地域包括支援センター」を受託することになりました。

【今後の目標】

介護保険サービス等を利用して自宅で暮らす「在宅生活」から、住み慣れた地域で様々な人と関わりを持ちながらその人らしく暮らす「地域生活」に転換していくため、住民とともに創る地域包括ケアシステムの構築とインフォーマルサービスの開発を目

指します。また、これまでのサブセンターの経験を生かし、基幹型センターとの協働による地区センター同士のつながりづくりなど、坂井市における包括支援センターの体制づくりに積極的に取り組みます。

さらに、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護や成年後見制度について市や関係機関との連携をより一層強化します。

【具体的な行動】

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
坂井地域包括支援センターの受託	実施 →	検証 →			
民間事業所が運営する地域包括センターと地域住民をつなげた地域包括ケアシステムづくり	調査 → 研究	検証 →	実施		→
介護予防・生活支援事業及び福祉サービス利用援助事業との一体的取り組み	実施 →				→
権利擁護や成年後見制度について市や関係機関との連携強化	実施 →				→

(4) 障がい者特定相談支援事業

【現状と課題】

国は、平成27年3月末までに、サービスを利用するすべての障がい者にサービス利用計画策定を義務づけました。本会においても、平成25年4月に特定相談支援事業所を開設し、計画相談に取り組んでいます。

現在、精神障がい者の相談が増えており、相談対応の技術を高めながら体制を強化していく必要があります。障がい者が安心して相談できるよう関係機関等と連携を図り、坂井市の相談支援事業の一翼を担えるよう事業展開していくことが求められます。

【今後の目標】

今後は、計画相談や精神障がい者の地域移行と定着支援に取り組み、相談技術の向上や関係機関との連携に努め、委託相談支援事業を視野に入れた体制整備を図ります。また、個々の生活ニーズから抽出された地域課題を明らかにし、サービスの提案につなげます。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域課題の抽出、サービスの提案及び関係機関との連携	実施				
事例検討会や相談支援従事者研修など技術向上のための研修参加	実施				
障害相談体制の整備	実施				

2 地域福祉権利擁護の体制づくり

(1) 日常生活自立支援事業

【現状と課題】

人間の尊厳や権利を守る「権利擁護」は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを使命とする社協の本質的な姿勢といえます。本会では、判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスの手続き等を支援する「日常生活自立支援事業」に取り組んでいます。関連する相談件数は年々増加しており、専門的な対応が必要なケースも少なくありません。

また、事業に必要な経費においては、県社協の受託金のみでは賅いきれず、人件費については市の補助金で対応しているのが現状です。

一方で、県内では法人後見に取り組む市町社協が増えるなか、本会として「権利擁護」への今後の方針や取り組み内容など、継続性や財源等を含めた検討が求められます。

相談件数状況

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数 (件)	860	1,607	1,895
新規契約件数 (件)	8	8	15
実利用者数 (人)	39	39	46

【今後の目標】

坂井市における権利擁護の仕組みづくりと、持続可能な事業のための人件費確保に努めるとともに、住民や支援者に対して日常生活自立支援事業の範囲にとどまらない広義の権利擁護の意識啓発を行います。

【具体的な行動】

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法人後見の検討と持続可能な人件 費確保	検討				→
広義の「権利擁護」の啓発	実施				→

第4編 団体支援部門

高齢者、障がい者、児童など多岐にわたる当事者団体は、もともと個別ニーズの社会化・組織化を目的にはじまりました。その後も、当事者やその家族の交流や社会参加等を主眼として大きな役割を果たしています。

本会は、地域に根ざした当事者団体を側面的に支援しながら「居場所づくり」や「仲間づくり」「生きがいつくり」といった自発的な活動による『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を目指しています。

団体支援部門は、事業活動の補助や関係機関との連絡調整など団体組織の支援を通じて、それぞれの特性を生かした主体的な活動や組織運営を強化する部門です。

1 老人クラブ

本会は地区（旧町）単位で事務的な側面支援を行っています。なお、市連合会は、市が事務局を担っています。

三国地区老人クラブ連合会

丸岡地区老人クラブ連合会

春江さわやかクラブ連合会

坂井地区老人クラブ連合会

【現状と課題】

これまで、老人クラブは多くの会員と役員によって地域高齢者の健やかで生きがいのある生活基盤を作り上げてきました。

しかしながら、高齢社会がますます加速するなか、会員数や単位クラブ数は減少傾向にあり、事業活動を強化する反面、参加者の偏りによる会員や役員への負担など主体的な運営に影響を及ぼしています。

一方で、平成27年の介護保険制度改正により、高齢者の暮らしを地域で支える新しい取り組みが広がりをみせるなか、高齢者相互の支え合いにも大きな関心が寄せられています。

【今後の目標】

新規会員の拡充、役員負担の軽減等に取り組み、団体組織の活性化を図ります。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
新規会員拡充に関する会員への意識調査及び分析	実施 →				
新規会員拡充事業の検討・実施		検討 →	実施 →		
前期高齢者を巻き込んだアクティブシニアボランティア※の育成	調査 → 検討	実施 →			
老人クラブ「100万会員増強運動」の推進強化	実施 →				

2 障がい者団体

本会は市単位及び地区（旧町）単位で事務的な側面支援を行っています。

身体／坂井市身体障害者福祉協会

心身／坂井市心身障害児（者）福祉協会

三国町心身障害児者福祉協会、丸岡町心身障害児（者）育成会

春江町心身障害児者福祉協会、坂井町心身障がい児（者）福祉協会

【現状と課題】

現代の障害福祉は、従来の「施設」から「地域」へと変容し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で支え合いながら暮らし続ける「地域福祉」の考え方を基調としています。

障がい者団体も「地域福祉」の社会資源として、その一役を担っており、市内においても当事者の活動基盤として身体、心身など障がい種別ごとに活動しています。

市内においては、身体障害者手帳、療育手帳保有者は年々増加する一方で、団体会員は減少しており、当事者や家族がもつ自らの力を生かしきれていない現状です。また社会参加の場も十分とはいえず、より一層の拡充が必要です。

【今後の目標】

団体組織の活性化を図ります。また、地域や関係機関と連携し当事者の社会参加の促進に取り組み、障がい者の生活の充実を目指します。

※アクティブシニアボランティア

豊富な経験・知識・技能を生かしながら地域社会への貢献に意欲を持つ高齢者。

【具体的な行動】

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
新規会員拡充事業の検討・実施	検討 →	実施 →			
地域への理解促進	調査 → 研究	検討 →	実施 →		
社会参加の場の開発		調査 → 研究	検討 →	実施 →	

第5編 在宅福祉サービス部門

本会は、住民主体の地域福祉を推進する中核としての役割と、事業体として福祉サービスを提供する二面からの活動が求められています。

在宅福祉サービス部門は、事業体として、介護保険法や障害者総合支援法による事業展開のほか、市からの受託事業、本会の独自事業などを法令や契約に基づき運営する部門です。

1 生活支援事業

(1) 介護予防・生活支援事業

【現状と課題】

平成27年の介護保険法改正を受け、坂井市では平成29年から新たな介護予防・生活支援総合事業が進められます。単身世帯や軽度な支援を必要とする高齢者が増加するなか、ボランティア、NPO等による「生活支援サービス」が注目されています。

本会においても、市内約200ヶ所の行政区で取り組む生きがいサロンや福祉委員等による見守り活動、住民参加型の福祉サービスなどを推進しており、これらの住民主体の活動が、今後ますます期待されます。

一方で、これらの流れは、地域福祉活動が制度のなかに位置づけられることで、本来の住民主体の姿とは異なる形に変質してしまう危険性もはらんでいるため、住民と協議し、慎重な検討が必要です。

【今後の目標】

本会が行う介護予防・生活支援事業の評価、見直しを行うとともに、市や地域住民、各団体、事業所等と連携、協議をしながら、住民主体の地域包括ケアシステムを推進します。

【具体的な行動】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活支援事業の訪問型サービスの一元化（軽度、生活・介護支援サポーター）	評価 見直し	実施		(検証)	
生活支援コーディネーター事業としての各団体、事業所の関係づくりのための連絡会の開催	調査 実施				
要支援者へのサービス実施における介護保険事業所との連携強化	実施 調査	検証 報告	実施		

2 介護保険サービス事業

(1) サービスの質の確保

【現状と課題】

総務省の調査では、今後生産年齢人口は大きく減少するとされ、一方で必要な介護職員数は2倍になるといわれています。介護職員の定着は、本会事業所においても大きな課題であり、やりがいやモチベーションの向上に向けた取り組みとして、職員自身による自己評価や職員面談、利用者アンケート等を実施しています。

さらに客観性が担保された指導と評価の仕組みが必要となり、「介護プロフェッショナル・キャリア段位制度※」の取り組みも全国的に注目されています。一方で、職員の業務環境等の整備、改善も図りながら、効率的、効果的な事業運営に努めることが必要です。

【今後の目標】

サービスを評価する仕組みづくりに取り組み、利用者や家族から求められるサービスの提供に努めます。また、業務内容の見直しなど業務環境の改善を図りつつ、指導職員の育成と指導体制の整備を行い、職員のモチベーション向上、定着につなげます。

さらに、施設的环境整備、リスクマネジメントを強化し、利用者から安心と信頼を得られる事業所を目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
サービスの評価システムの検討と実施	検討 →	実施			
ヒヤリハットや事故、苦情相談の蓄積を基に改善策を業務マニュアルに反映、実践する仕組みの構築	構築 →	実施			
指導職員の育成と指導体制の整備	実施				
業務内容の見直し、効率的な業務の実施	見直し →	実施			
デイサービス施設環境、防災マニュアルの整備	整備 →				

※介護プロフェッショナル・キャリア段位制度

介護の分野で職業能力を評価する仕組みであり、事業所ごとにバラバラでない共通のものさしをつくり、これに基づいて人材育成を目指す制度。平成24年から総務省（現在は厚労省）が推進。

(2) 専門性の強化

【現状と課題】

国では、団塊の世代が75歳となる平成37年には75歳以上の人口が2千万人を超えると予測しており、介護サービス利用者はますます増加していきます。また、医療ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者の増加も見込まれており、「地域包括ケアシステム」の実現が本格的に進められています。

本会においても、在宅における介護サービスの充実強化と、在宅医療・介護・福祉の連携体制の充実に向けてより一層の介護技術の向上を図る必要があります。

【今後の目標】

利用者や家族に信頼され、各種関係機関との円滑な連携による適切なサービスが提供できるよう職員の力量を高めます。

あらゆる場面で専門性を発揮し、柔軟に対応できる応用力の高い職員の育成に積極的に取り組みます。また、地域包括ケアシステム構築のなかで、認知症の方や重度の要介護者など医療分野を必要とする高齢者に対応できる職員の育成を図ります。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
新総合事業開始に向けてサービス実施の方向性の検討	検討 →				
専門研修プログラムに基づく研修の実施	実施 →				
認知症、重度の要介護者、医療度の高い方に特化した研修への参加	実施 →				
ケアマネジメントやソーシャルワーク、会議技術の向上に特化した研修の実施	実施 →				

3 障がい福祉サービス事業

(1) サービスの充実

【現状と課題】

平成25年の障害者総合支援法施行で障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象者の範囲の見直しが行われ、また、精神障がい者の地域移行に伴いサービス利用者は増加しています。市内では、障がいヘルプ事業所が少なく、十分なニーズに応えられていない現状があります。

三国希望園では、利用者の高齢化によるニーズの変化や重度化等により新たな課題が見えてきました。また、障がい児サービスについても拡充を検討する必要があります。

【今後の目標】

サービスに必要な資格取得を進め、体制を強化することで安定的なサービス提供に努めます。また、業務の整備・統一を行い、障がいヘルプ事業の充実を図るとともに、坂井地区総合支援協議会や関係機関等と連携し、不足しているサービスにも積極的に取り組みます。

移転する三国希望園、れんげキッズにおいては、事業内容を再度精査し、施設環境を最大に生かしたサービス展開を目指します。

【具体的な行動】

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
サービス提供に必要な資格保持者の育成	実施				
指導体制強化及びマニュアル整備	整備				
新たなサービスの検討・実施	検討 実施				
三国希望園、れんげキッズの移転による事業精査、方向性の明確化	精査				

(2) サービスの質の向上

【現状と課題】

障がい者の相談体制の整備や特定相談支援事業の充実により、障がいサービスを利用する方も増えてきています。また、ニーズの多様化や精神障がい者の地域移行も進められるなかで、新たなニーズに応えるための高度な知識や技術の習得、医療対応力も必要になってきました。

【今後の目標】

専門的な支援が必要となる精神障がい者等の対応力、喀痰吸引※等の医療対応力を養い、新たなニーズに柔軟に対応できる質の高い職員の育成に取り組みます。また、指導職員の育成、マニュアルに基づくサービス指導により、効率的で効果的なサービス

の実施を目指します。

【具体的な行動】

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス提供に必要となる研修等への参加	実施				
指導職員の育成	実施				
マニュアルに基づくサービスの実施	実施				
喀痰吸引等研修の実施	実施				

※吸痰吸引

咳嗽によって喀出する体力がない場合などに吸引装置を使用して痰を吸引、排痰を行うこと。

IV 参考資料

1 第1次計画の実施状況

第1編 法人運営部門

1 組織運営

(1) 会員制度

目 標	具体的な行動	実施状況
住民会員制度への理解促進を図るとともに会員として本会活動に参加できる仕組みづくりや構成員組織についての会員制度の検討を行う	「会員制度検討委員会」の設置	当初、会員制度の指標となる一般会費は一定の推移を保っていたため、検討委員会設置や意識調査等の実施を見送る。
	市民意識調査の実施	
	会員規程の見直し	

(2) 役員体制と組織体制

目 標	具体的な行動	実施状況
理事の選出に当たっては、地域性だけでなく、構成員組織を代表する構成員理事、正副会長など社協の経営判断や責任を担う理事等その役割を考慮するとともに、理事の執行体制を一層強化する	役員等推薦委員会の設置	概ね実施。 平成 22 年に役員等推薦委員会を設置。各種団体の代表者 14 人で構成し理事 (16 人) 監事 (2 人) 評議員 (33 人) を選出。委員会で評議員の選出区分を検討。平成 24 年に支部社協委員会を設置し、支部職員と理事との連携を強化。
	評議員選出検討	
	理事・職員連絡会の設置	

(3) 部会、委員会

目 標	具体的な行動	実施状況
住民が社協事業に参画できる仕組みをつくるために、事業課題に関する協議や連絡等の活動を行う部会や委員会を設置し、役員、評議員に加え専門的な知識を有した人や実際に活動している人に参加を求める	部会、委員会の開催	実施。 部会は三役会がその機能を担っている。平成 26 年に各種設置規程を整備。
	関係規程の整備	

2 組織管理体制

(1) 組織（法人）管理

目 標	具体的な行動	実施状況
福祉サービス利用者に対する権利保護を十分行うために、住民の立場からのニーズ把握やサービス評価、または第三者評価を受ける仕組みを整備する。また、情報公開、個人情報、リスクマネジメントについては、関係規程の整備を早急に行うとともに役職員に徹底を図り、さらに法令遵守が維持できる組織管理体制を構築する	住民の立場からのニーズ把握やサービス評価、または第三者評価を受ける仕組みや情報公開、個人情報、リスクマネジメント等の関係規程の整備	実施。 平成 25 年に情報公開、個人情報規程等のリスクマネジメントを整備。

(2) 業務管理体制と労務管理

目 標	具体的な行動	実施状況
現在の 4 課体制を見直す。また、課長補佐の補助的な機能を担当する「主任」（仮称）を配置	課の再編と事務分掌見直し	実施。 平成 22 年に 4 課から 3 課（管理課減）へ再編。また、指導的職員として『主査』を配置。

(3) 人事管理

目 標	具体的な行動	実施状況
職員の確保、処遇の維持、人材の育成や開発を進めていくことが必要。また、給与体系は適正な水準確保に努めるとともにトータル的な人事管理制度、システムの検討を行う	給与格付検討委員会の設置	実施。 平成 22 年に給与格付検討委員会を設置し平成 25 年から給与体系を見直し。資格取得手当の一部も見直し。
	関係規程の整備	
	給与の具体的な見直し	

(4) 職員育成

目 標	具体的な行動	実施状況
事務の平準化の徹底を図るとともに研修体系の確立	指針等の整備	概ね実施。 平成 24 年に「社会福祉協議会人材育成基本方針」を策定。以降、毎年研修計画により各種研修を実施。国家資格取得助成金制度を整備。
	研修計画の作成	
	市内福祉関係者の連絡会設置	

3 財務運営

(1) 財政計画

目 標	具体的な行動	実施状況
財源確保に関する部会を設置、計画的・持続的な財源の確保と市民へ分かりやすい説明を行う。特に、会費や共同募金等の民間財源の活用を地域福祉活動計画策定を通して検討	財務部会設置	実施。 総務部会を設置し財務事項を協議（以降、三役会がその役割を担う）。平成 24 年に財政健全化計画を策定。賛助会費については、会員へ社協広報誌やチラシ等で積極的に情報発信。
	財政計画の策定	
	賛助会費特典等検討	

(2) 施設の管理運営

目 標	具体的な行動	実施状況
あい愛については、活性化委員会を設置し活用の方向性を見出すとともにいちい荘、志游館については運営委員会の設置、運営計画を作成し計画的な維持管理に努める。また、指定管理施設についても評価の仕組みを整備する	あい愛活性化委員会設置	実施。 施設活用の促進のため、各委員会を設置。各種事業や設備整備に取り組んだ。
	いちい荘、志游館運営委員会設置	
	運営計画策定	

(3) 事業所の再編

目 標	具体的な行動	実施状況
安定した人事、提供サービスの平準化、サービス内容・質の管理、効果的・効率的な事業運営を目指し、事業ごとに「事業所再編検討会」を設置、検討し、事業所の再編を行う	居宅介護支援事業所	実施。 平成21年に介護保険事業所を再編し、24年以降黒字へ転換。25年には霞の郷デイサービスを除く全ての事業所を本部に集約。
	訪問介護事業所	
	訪問入浴介護事業所	

第2編 地域福祉活動推進部門

1 小地域福祉活動の推進（福祉でまちづくり）

目 標	具体的な行動	実施状況
<p>1 地域の福祉課題を見つけ、人が人らしく人生を全うできる支援をする</p> <p>(1) キーパーソンとしての福祉委員の設置と役割強化</p> <p>(2) 課題解決のため、関係機関やさまざまな地域資源との連携強化</p> <p>(3) 住民目線の地域課題や資源の見える化</p> <p>(4) 福祉委員活動の充実</p>	1-(1)-① 各種福祉委員研修会を開催する 【基礎、レベルアップ、全体研修等】	概ね実施。 ・委嘱式、各種研修の開催。 ・行政等が主催する各種福祉関係者の会議や研修会に福祉委員も参加。 ・事務事業評価(平成23年)、第1次かたいけのプラン策定の過程で、見守りネットワーク活動、福祉委員活動を検討。
	1-(1)-② 外部の各種研修会への参加の機会をつくる 【全社協・県社協等主催研修】	
	1-(1)-③ 地域の実情に合わせた会議を開催したり、参画する【地区福祉委員会、関係組織での話し合い等】	
	1-(1)-④ 交代時の引継ぎの場を設ける	
	1-(2)-① 民生委員と福祉委員との連絡会を開催する	概ね実施。 ・地区ふくしの会や民生委員・福祉委員の連絡会を開催。 ・平成23年に地区カルテを作成(内部用)。 ・同年にQ救セット配布事業について嶺北消防と協議。
	1-(2)-② 地域の支援者を集めた小地域見守りネットワーク会議を開催する 【支援検討会議】	
	1-(2)-③ ケアマネや地域包括支援センター等の相談の専門機関と連携を図り、地域支援者の福祉委員活動とつなげる	
	1-(3)-① 地域の要援護者の支援のあり方を地域住民とともに検討する。また、本制度をきっかけに、普段からの小地域ネットワーク構築を目指し、各種資料を作成し、地域で説明を行なう	
	1-(3)-② 問題を早期発見、伝達できる仕組みを作る	
	1-(3)-③ 福祉委員や民生委員、区長等が中心に地域の困りごとや情報交換を行なう場を設定する	

	1- (3) -④ 地区別基礎データ（地区カルテ）の作成や課題分析などを行いながら、地域の課題や資源、活動が見える形にしていく	
	1- (4) -① 福祉委員活動の課題整理と運営を見直すために、福祉委員活動に関する事務事業検討委員会を設置する	概ね実施。 ・検討委員会は設置しなかったが、事務事業評価（平成23年）や第1次かたいけのプラン策定の過程で福祉委員会にて福祉委員活動の課題を協議。
	1- (4) -② 広く住民に福祉委員活動を理解してもらうために「福祉委員情報紙」を発行する	実施。 ・市幹事会が中心に「福祉委員情報紙」を年3回発行。 ・情報紙配布先の拡大（区長、民生委員など）。
2 住民が、地域の福祉力を高めようとする支援を行う (1) 地区ふくしの会活動の整理と充実 (2) 小地域福祉活動推進組織づくりと計画策定 (3) 小地域福祉活動推進組織の支援	2- (1) -① 「地区ふくしの会」やそれに類似する組織の活動経緯や状況等を把握し、住民課題解決の場となるように支援する。また、住民座談会を開催し、組織を構成する人の思いをまとめる【地区カルテの作成】	概ね実施。 ・第1次かたいけのプラン策定（支部住民福祉計画策定含む）。 ・計画策定の過程を、支部社協設置準備委員会と併せ、平成24年に4支部社協を設立。 ・地域に合わせた形で、基礎組織づくりに取り組む。
	2- (2) -① まちづくり協議会の区域を単位に、住民座談会を開催し、住民ニーズに基づいた活動を、地域住民と共に考える。併せて、小地域福祉活動を下支えする推進組織を検討する【小地域福祉活動計画策定】	
	2- (2) -② 支部（旧町）単位の住民組織としての支部社協を設立する【支部地域福祉活動計画策定】	
	2- (2) -③ 本会内に、「地区社協部会」を設置し、推進組織による活動を広域的に支援する【市地域福祉活動計画策定】	
	2- (3) -① 事務事業検討委員会を設置し、本会が小地域福祉活動推進組織を支援するために必要な財政的支援や活動プログラムの提示などを検討	

2 ボランティア・市民活動センター機能の強化

目 標	具体的な行動	実施状況
<p>1 市民参加の促進（みんなで助け合える関係と活動の継続）</p> <p>(1) ボランティア活動者の支援と拡充</p> <p>(2) 地域における福祉教育の開発・実施</p>	<p>1- (1) -① NPO・市民活動の実態把握を行い、交流会を実施する</p> <p>1- (1) -② VC活動計画（地域福祉活動計画）を策定し、既存事業や運営の見直しを行う。策定委員会を設置する</p> <p>1- (1) -③ ボランティアまつり検討委員会を設置し、ボランティアまつりのあり方を検討する</p> <p>1- (1) -④ 広報紙とホームページを活用して情報を発信する。</p> <p>1- (1) -⑤ 既存の活動を支援し、つながりを強化するために、交流会や各支部連絡会等を実施する</p> <p>1- (1) -⑥ コーディネーター機能を充実させ、ボランティア相談や登録、斡旋を行う</p> <p>1- (2) -① 福祉教育を地域ぐるみの学びに発展させていくために、VC活動計画策定を通し、見直しをする</p> <p>1- (2) -② 学校での学び支援のために、「県福祉協力校指定」「ゆめプラン事業」を実施する</p> <p>1- (2) -③ 地域ぐるみの学び支援のために、「ボランティアセミナー」「地域ぐるみの福祉教育推進事業」を実施する</p>	<p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 NPO の合同研修会等を企画・実施し、NPO のネットワークの仕組みづくりに着手。 第 1 次かたいけのプラン策定の過程で、ボランティア活動に特化したワークショップを行い、計画に反映。 まるおか支部では、「ボランティアまつり」を 1 年休止、今後のあり方を検討。平成 22 年に、交流をメインとした「ボランティアのつどい」に改編。 ボランティア情報紙の発行（年 3 回） 支部の特色を生かした交流イベントや連絡会を実施。 <p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの福祉教育推進事業の実施。 「県福祉協力校指定」の廃止を受け、市社協独自事業「ゆめプラン事業」を強化。
<p>2 VC 組織と機能の強化（市民主体の VC 運営）</p> <p>(1) VC の認知度の向上及び機能の強化</p> <p>(2) VC の開かれた運営体制づくり</p>	<p>2- (1) -① 本会組織における VC の役割について見直しを行ない、問題解決機能を明確に位置づけるために、市民とともに、VC 計画を策定する</p> <p>2- (2) -① VC 計画策定を通して、より市民に開かれた運営体制を検討する</p>	<p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 次かたいけのプラン策定の過程で VC の機能を整理（①つなげる、②学び・高める、③知らせる、④つながる）。 ボランティア運営協議会の実施。
<p>3 VC の課題解決力の向上（地域でのつながりや助け合いを目指した社会資源のネットワークづくり）</p>	<p>3- (1) -① 個別ニーズの把握と、ニーズに対する即時的・開発的な取り組み、先駆的な事業展開を支える社協内体制づくりを行なう。個別ニーズ検討会を実施する。課題解決のために関係機関との連携を強化する</p>	<p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県社協主催ボランティア研修等に職員参加 ボランティアニーズについての調査実施

(1) 個別ニーズ解決のための 社協内外の体制づくり (2) 地域課題解決のための人 材育成	3- (1) -② 職員のボランティアコーディネーター力を向上させるため、中央研修会への参加や内部研修会を開催する	
	3- (2) -① ボランティア団体と福祉当事者団体の連携強化のためニーズ調査や交流を行う	概ね実施。 ・「さかい☆ふくし人講座」として福祉人材育成の講座を体系化。 ・「生活・介護支援サポーター養成講座」や「生活支援員養成講座」等、当事者支援のための養成講座を実施。
	3- (2) -② 福祉当事者の支援を行うため、「手話奉仕員」等の各種養成講座を開催し、人材育成を行なう。	
	3- (2) -③ 関係機関と連携しながら、必要な人材育成に取り組む	
4 災害時福祉救援体制の整備	4- (1) 市防災計画で求められる災害ボランティアのあり方を市と協議する	概ね実施。 ・市災害ボランティアセンターやその母体となる災害ボランティアセンター連絡会の設置検討。 ・災害計画等の策定に関する検討。 ・市災害時要援護者支援制度を福祉委員研修などで周知。
	4- (2) 本会としての災害実施計画を策定する	
	4- (3) 市災害時要援護者支援制度に基づく地域の要援護者の支援のあり方を地域住民とともに検討する	

第3編 福祉サービス利用支援部門

目 標	具体的な行動	実施状況
1 相談を解決する仕組みづくり～地域総合相談生活支援システムづくり～ (1) 本会の相談・支援システムの構築 (2) 坂井市の相談システムの構築	1- (1) -① 受け止めた個別ニーズを事務局内で検討し、解決する。解決できない課題は、他機関と相談したり、新たなサービスの開発に取り組む	概ね実施。 ・社協相談窓口の充実と相談体制構築について内部検討実施。 ・事務局内での検討、解決力は弱かった。
	1- (1) -② 相談業務を見直し、専門機関としての相談機能、地域のよろず相談機能（心配ごと・法律相談）、業務を通じての相談機能を整理して確立する	概ね実施。 ・生活福祉資金の大幅な見直しに伴う県社協「相談支援体制充実事業」受託、専門の相談員を配置（平成22年） ・事務事業評価（平成23年）、第1次かたいけのプラン策定の過程で、相談支援体制の検討実施。
	1- (1) -③ 総合的な相談に応じられるように、事務局内検討会を持ち、職員の専門性を向上させる	概ね実施。 ・事務局内検討会は開催できなかった ・関係機関との事例検討会等へ積極的に参加。

	1-(2)-① 坂井市内の坂井市総合相談システムの構築を目指して、行政等関係機関と連携、協議を行う。身近な地域の相談と専門機関の相談がつながるようなシステムを検討する	概ね実施。 ・市と総合相談ネットワーク会議（平成23年）を実施したが、あり方検討までは至らなかった
2 生活上の課題を持つ人の権利を守る～権利擁護、地域の支えの確立～ (1) 福祉サービス利用援助事業の充実 (2) 権利を擁護する仕組みの検討や対応 (3) 生活福祉資金貸付事業等の実施	2-(1)-① 市民対象の「生活支援員養成講座」や「支援員研修会」を開催し地域の理解者を増やす啓発の機会とする	概ね実施。 ・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）の専門員の負担が大きく、その解決に着手。 ①生活支援員養成講座の開催 ②専門員の各支部配置 ③契約者以外の支援にも関われる体制づくり
	2-(2)-① 成年後見制度への円滑な移行のための法人後見の取り組みの検討を行う	実施。 ・成年後見制度に関する会議や研修会等へ出席し取り組みの必要性、課題を検討。
	2-(2)-② 高齢者・障がい者・児童等の権利侵害や虐待に対する取り組みや、自殺対策、障がい者の地域移行等新たな課題に、関係機関と連携を図りながら、権利擁護の視点から、地域支援の方法を検討する	概ね実施。
	2-(3)-① 急増する失業者や低所得者のセーフティネット施策の一つとして「生活福祉資金貸付事業」「生活たすけあい事業」等を福祉事務所や民生委員等と連携しながら実施する	実施。 ・市社協独自の緊急つなぎ支援制度「生活たすけあい事業」を創設（平成19年）。審査会を置き民生委員等の支援を得ている。 ・実情に合わせて「生活たすけあい事業」の要綱改正。

第4編 在宅福祉サービス部門

目 標	具体的な行動	実施状況
在宅福祉サービス部門の経営管理（組織マネジメント）体制を確立し、適正なサービス提供を行う 1 利用者に喜んでもらえる（満足してもらえる）質の高いサービスを提供する。具体的なサービスを	1-(1) 社会福祉法及びその他の社会福祉関係法に基づく事業や、介護保険制度、障害者自立支援法に基づく事業、地方自治体から受託する事業等については、それぞれの制度で定められた実施要綱、指定基準・運営基準などに基き適正に実施する	実施。 ～事業所共通～ ・定期的に県の実地指導に参加。 ・県の事業所実地指導（訪問）も受け、法令を遵守したサービスを提供。 ・介護サービス情報を公表し、利用者が事業所を選択しやすく努めている。

<p>提供しながら、その人らしい生活が実現できるような地域を目指す</p> <p>(1) 法令等を遵守した適正な事業運営</p> <p>(2) 福祉サービスとしての原則に則したサービス提供</p> <p>(3) 職員の専門性の向上</p>	<p>1- (2) 法に基づく公的サービスのみならず、社会福祉協議会で実施する全てのサービスは、個人の尊厳の保持や意向、利用者の心身の健康、利用者の自立支援を目的に、適切に提供する</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護計画等の作成や介護サービスにおいて、人権を尊重し、自立支援を常に意識したサービスを提供。
<p>(4) 業務マニュアルの作成</p> <p>(5) 事業評価の実施</p> <p>(6) 苦情解決への対応</p> <p>(7) リスク管理体制の強化</p>	<p>1- (3) 質の高いサービスを提供していけるように、職員の専門性を高める</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性に特化した研修体系を確立し、毎年研修計画を作成。 ・新人職員（正職員）の育成では、配属事業外の事業所研修、他課や市役所の福祉関係の業務内容等を聞く機会を取り入れ、福祉職としての意識を高めるよう取り組んだ。 <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察研修の実施
	<p>1- (4) サービスの質の統一を図るため、作業手順の基本マニュアル等を作成する</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業ごとに業務マニュアルを作成しマニュアルに沿ったサービス提供に努めた。
	<p>1- (5) サービスの質の向上を目指して、事業評価の仕組みをつくる。定期的に利用者アンケート等を実施し、利用者の声を聴く。住民の立場からのニーズ把握やサービス評価、第三者評価を受ける仕組みをつくる</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の仕組みは出来なかったが利用者満足度アンケート調査を実施。 <p>【居宅介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネの対応について、利用者目線で確認ができた。 <p>【訪問介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の対応等⇒概ね良好な結果 <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食に関するアンケートを実施。味、量などの評価は高く、月1回の選択メニューを取り入れるなど工夫した。 <p>【訪問入浴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度は高評価
	<p>1- (6) 福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情については、法人の対応マニュアルに沿って処理し、改善に努めた。

	<p>1- (7) 危機管理意識を高め、事故を未然に防げるようリスクマネジメント体制を確立させる。業務マニュアルや事故対応マニュアルを作成し、遵守する。「危機管理対策委員会」を設置し、整理を行い、危機管理意識を職員全体に浸透させる</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアルを作成。 ・ヒヤリハット記入用紙を作成。 ・事故記録、ヒヤリハットを事業所内で分析し、安全なサービス提供につながるよう努めた。 ・消防による救命講習を定期的に関催。
<p>2 坂井市のサービスの実情を把握し、住民や利用者一人ひとりの声をしっかり聴いて、受け止め、確実につなげる</p>	<p>2- (1) -① 職員が、安心し、やりがいを持って仕事に取り組めるように人事管理体制を強化する。特に、管理、責任体制を明確にし、事業方針に添った事業運営ができるようにする</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正職員数を増やし、管理、責任体制を強化。 ・事業企画書を基に実践計画を作成、実施、評価を継続的に実施。 ・職形態に応じたミーティング等を定期的に関催し職員間の意思統一とモチベーションを高めた。
<p>(1) 真のサービスを実現するための人事管理（教育）の充実</p>	<p>2- (1) -① 職員が、安心し、やりがいを持って仕事に取り組めるように人事管理体制を強化する。特に、管理、責任体制を明確にし、事業方針に添った事業運営ができるようにする</p>	<p>実施。 ～事業所共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の定例会議を実施し、管理意識を育成
<p>(2) 本会の相談・支援システムの構築</p>	<p>2- (2) 事業を通して受け止めた個別ニーズを事務局内で検討し、解決する（ニーズを組織全体で受け止める仕組みづくり）。そのために、検討会（総合的なケアマネジメント機能）を持ち、職員の専門性を向上させる</p>	<p>概ね実施。</p>
<p>3 適切な事業の経営を行う</p>	<p>3- (1) 安定した人事、提供サービスの平準化、サービス内容・質の管理、効果的・効率的な事業運営を目指し、事業ごとに「事業所再編検討会」を設置、検討し、事業所の再編を行う</p>	<p>実施。</p> <p>【居宅介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年みくに、まるおか、はるえ、さかいケアプランを統合（坂井市社協ケアプランセンターに改名）。 <p>【訪問介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年はるえ、さかいヘルプを統合（坂井市社協ホームヘルパーステーションに改名）。 ・平成 23 年社協ヘルプとまるおかヘルプを統合。 <p>【訪問入浴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年みくに、まるおか訪問入浴ステーション統合（坂井市社協訪問入浴サービスステーションに改名）。 <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年霞の郷デイサービスにいちい荘デイサー

		<p>ビスを統合。</p> <p>【日中一時支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年れんげの家（親の会が実施していた放課後児童の預かり）を日中一時支援事業として当会が引き継いだ。
	<p>3- (2)</p> <p>受託事業、自主事業は、適正な事業実施となるように利用者アンケートや実態調査を行い、支部ごとの事業方法のバラツキの整理を行う</p>	<p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社協の行う生活支援事業の提案書」を市に提出 ①地域包括支援センター（サブ）機能と連携した個別支援のコーディネートと見守りや助け合いともつなげる支援。 ②介護保険サービス外の家事援助等に関し、民間団体・企業の実態把握や実践団体のネットワーク構築。 参加率低下傾向の介護者交流事業は、市内施設との連携事業に転換。 住民参加による生活支援事業の生活・介護支援サポーター事業（受託）、軽度生活援助事業（受託）、ふれあいサービス（社協独自）は、利用者の状況調査を実施。
	<p>3- (3)</p> <p>地域の福祉サービスの供給量を把握するなど、外部環境の調査を随時行い、情勢に合わせたサービスの提供や事業の必要性を協議する。その上で、安定した事業を実施するために、収支の状況分析を行い、費用対効果、効率などを把握した事業経営を行う</p>	<p>概ね実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社協の行う生活支援事業の提案書」を市に提出。 高齢者の生きがいづくり事業は市が老人クラブに委託する高齢者の生きがいと健康づくり推進事業への統合と、社協事業の福祉の人づくり事業の人財育成に整理。 寝具洗濯事業の市直営と回数減を契機に、対象外となる障がい者のニーズに応え「障がい者寝具洗濯事業」を独自に開始（平成 25 年～）。→申請時に社協職員が、個別支援として細かな現状を調査。 個別支援のコーディネート業務を重視。→職員の個別支援の経験・実績の蓄積。 地域組織活動育成事業にて、NPO のネットワークの仕組みづくりに着手。

2 根拠法令等

「社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要

(平成 28 年法律第 21 号)

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進める
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

『社会福祉法等の一部を改正する法律の概要及び審議経過について（厚生労働省）』より一部抜粋

「生活困窮者自立支援法」の概要

(平成 25 年法律第 105 号)

- 1 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能（他の事業も同様）。
 - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。
- 2 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
- 3 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
 - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。
- 4 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担 3 / 4
 - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助 2 / 3
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 1 / 2

『生活困窮者自立支援法の概要（厚生労働省）』より一部抜粋

市区町村社協経営指針

(平成15年3月作成、平成17年3月改定)

【2】 市区町村社会福祉協議会の事業

<事業展開の基本的考え方>

○市区町村社会福祉協議会は、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に、具体的な事業の展開を図る。

<部門の構成>

○市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、①法人運営部門、②地域福祉活動推進部門、③福祉サービス利用支援部門、④在宅福祉サービス部門による事業体制を確立する。

○事業体制の確立にあたっては、地域福祉活動推進部門を中核としながら、各部門に相応しい事業と財源、人材、施設・設備を確保し、事業の推進は各部門間の相互連携を十分に図る。

『市区町村社協経営指針（全国社会福祉協議会）』より一部抜粋

3 策定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、第2次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会
に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、第1次発展・強化計画の進捗や課題等を検証した上
で、第2次坂井市社協発展・強化計画の原案を作成し、会長に報告するも
のとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は事務局長とし、副委員長は次長とする。

3 委員は、課長、参事、課長補佐等をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ
て意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 この委員会に、作業部会を置く。

2 作業部会は、各課の主担当者等をもって組織する。

3 作業部会は、委員長の命を受け委員会の必要とする事項について調査研
究し、委員長に報告するものとする。

(アドバイザー)

第7条 委員会は、計画の策定に関し、専門的な指導、助言を得るために、
アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員長の求めに応じ、会議に出席するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事
項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則 この要領は平成26年12月1日から施行する。

4 策定委員会経過報告

年月日		会議名	主な内容	会場	参加者
平成 26年	11/17	課長・ 参事会	<ul style="list-style-type: none"> 基本フレーム 策定手順 その他 	本部	局長 次長 課長 参事
	12/18	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 進め方 その他 	本部	部会委員
	12/22	法人研修	<ul style="list-style-type: none"> 講義 『“地域福祉”が実感できるまちを めざす 社協の発展・強化計画 策定の意義を考える』 県社協 ふくしのまちづくり推進課 課長 杉本 吉弘 ワークショップ 『あなたにとって基本理念とは？』 今後のスケジュール 	坂井 老人 福祉 セン ター	職員
平成 27年	1/14	第2回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ①法人運営部門	本部	部会委員
	1/19	—	発展強化計画広報紙 『かわら版 Vol.1』発行		職員
	1/21	第3回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ①法人運営部門	本部	部会委員
	1/26	第4回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ①法人運営部門 ④在宅福祉サービス部門	本部	部会委員
	1/29	第5回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ①法人運営部門 ④在宅福祉サービス部門	本部	部会委員
	2/3	第6回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ④在宅福祉サービス部門	本部	部会委員
	2/5	第7回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ②地域福祉活動推進部門	本部	部会委員
	2/10	第8回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ②地域福祉活動推進部門	本部	部会委員
	2/20	第9回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ③福祉サービス利用支援部門	本部	部会委員
	2/24	第10回 作業部会	現状の把握、分析と課題抽出 ⑤団体支援部門	本部	部会委員
	3/11	第11回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールの修正について 第1次計画の評価について その他 	本部	部会委員
	3/16	第1回 策定委員 会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ①法人運営部門	本部	策定委員

平成 27年	3/19	第4回 理事会	役員研修 『第2次 坂井市社協発展・強化計画について』	本部	理事 策定委員
	5/21	第1回 理事会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ①法人運営部門	本部	理事 策定委員
	8/12	第2回 策定委員 会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ②地域福祉活動推進部門 ③福祉サービス利用支援部門	本部	策定委員
	8/18	第2回 理事会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ②地域福祉活動推進部門 ③福祉サービス利用支援部門	本部	理事 策定委員
	10/19	第3回 策定委員 会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ④在宅福祉サービス部門 ⑤団体支援部門	本部	策定委員
	10/29	第3回 理事会	中間報告（現状の把握・分析と課題抽出） ④在宅福祉サービス部門 ⑤団体支援部門	本部	理事 策定委員
平成 28年	2/1	第3回 策定委員 会	中間報告 理念・ビジョンの確認 基本戦略、重点事項の設定 戦略の策定 ①法人運営部門	本部	策定委員
	2/10	第12回 作業部会	理念・ビジョンの確認 基本戦略、重点事項の設定 戦略の策定 ②地域福祉活動推進部門 ③福祉サービス利用支援部門	本部	部会委員
	3/8	第13回 作業部会	理念・ビジョンの確認 基本戦略、重点事項の設定 戦略の策定 ④在宅福祉サービス部門 ⑤団体支援部門	本部	部会委員
	3/10	第4回 策定委員 会	中間報告 理念・ビジョンの確認 基本戦略、重点事項の設定 戦略の策定 ②地域福祉活動推進部門 ③福祉サービス利用支援部門 ④在宅福祉サービス部門 ⑤団体支援部門	本部	策定委員
	3/18	第4回 理事会	最終報告	本部	理事 策定委員
	3/25	第3回 評議員会	最終報告	本部	評議員 策定委員

5 策定委員名簿

No	氏名	所属	役職	計画策定の役割
1	副 角 利 幸	坂井市社会福祉協議会	常務理事 兼 事務局長	策定委員長
2	岡 弘 和	坂井市社会福祉協議会	事務局次長	副委員長
3	花 房 繁 永	坂井市社会福祉協議会	総務課長 兼 在宅福祉課長	策定委員
4	鈴 木 貴 美	坂井市社会福祉協議会	地域福祉課長	策定委員
5	島 口 源 浩	坂井市社会福祉協議会	総務課長補佐	策定委員
6	南 出 みどり	坂井市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐	策定委員
7	山 本 俊 郎	坂井市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐	策定委員
8	宮 永 陽 子	坂井市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐	策定委員
9	花 木 照 美	坂井市社会福祉協議会	在宅福祉課長補佐	策定委員
10	杉 本 吉 弘	福井県社会福祉協議会	福祉のまちづくり推進課長	オブザーバー

第2次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画

平成28年4月

発行 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
〒919-0521 坂井市坂井町下新庄 18-3-1
TEL 0776-68-5070 FAX 0776-67-2807
URL <http://www.sakaicityshakyo.jp>
E-mail:sakaicityshakyo@lake.ocn.ne.jp